

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀（九）

フィリップ・ブオナローティ 著

田 中 正 人 訳

目 次

凡 例		
序 言		
第一章 革命の諸局面——テルミドールまで		以上、一六九号
第二章 平等派——バンテオン・クラブの創設と解散（その一）		以上、一七〇号
第三章 平等派——バンテオン・クラブの創設と解散（その二）		以上、一七二号
第三章 秘密総裁府——設置とその組織（その一）		以上、一七二号
第三章 秘密総裁府——設置とその組織（その二）		以上、一七二号
第三章 秘密総裁府——設置とその組織（その三）		以上、一七二号
第四章 蜂起に向けて——警察隊の叛乱、そして山岳派との提携		以上、一七三号
第五章 蜂起直前——情勢判断と戦術会議		以上、一七四号
第六章 平等者の共和国——財産の共同体の運営と防衛（その一）		以上、一七四号
第六章 平等者の共和国——財産の共同体の運営と防衛（その二）		以上、一七四号

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀（九）

第七章 全市民の共和主義的紐帯と統治機構

第八章 教育——新しい習俗の涵養

第九章 蜂起直後に取るべき施策。しかし陰謀の露見

終章 ウァンドーム高等法廷 (その一)

終章 ウァンドーム高等法廷 (その二)

補足資料

以上、一七五号
以上、一七六号
以上、本号
以下、次号

一 バブーフ「フェリックス・ルベルティエ宛ての手紙一」

二 バブーフ「政治的遺言 (フェリックス・ルベルティエ宛ての手紙二)」

三 ブオナローティ「プロンテール宛ての手紙——アナグラムを解く鍵」

四 証拠書類 一 フランス共和国憲法 (いわゆる「一七九三年憲法」)

.....*

終章 ウァンドーム高等法廷 (その二)

口頭弁論の開始

ようやく共和暦第五年ヴァントーズ二日 (九七年二月二〇日) に口頭弁論 (審理 *audience*) が始まった。四七人の被告人が出廷していたが、一八人 (そのうちのひとりモナールはすでに死亡) は欠席裁判であった。バブーフ、ダルテ、ブオナローティ、ジェルマン、カザン、クロード・フィケ、ブワン、フィヨン、リコール、ドゥルエ、ランデ、アマール、アントネル、ロシニオルとその他二〇人 (合計二四人) は、実際に積極的に陰謀への加担を行っていた。五人は間

接的な加担であった。しかしそれ以外の者はすべて、陰謀とは無関係であって、彼らが高等法廷に起訴されたのは、ただだ、この法廷を民主政絶滅の場としようという望みを抱いた党派の激しい欲求に基づいてのことであった。

大人数からなる部隊が裁判所を警備していた。また、どの被告人も二人の憲兵に挟まれていた。法廷は広々としており、また、傍聴人席は常に住民でいっぱいであった。彼らは、しばしば被告人たちに拍手を送ったが、訴追官たち（ヴィエラールとバイイの二人）に対して拍手を送ることは一度としてなかった。

幾人もの弁護人¹²がついていた。彼らは、数多くの付帯請求¹³を提起することで審理を引き延ばした。しかし、彼らが被告人たちの意図を敢えて正当化しようとしたことは一度もなかったため、幾度かは被告人たちの考えと対立することもあった。（陰謀の）大義を真に弁護したのはバブーフ、ジェルマン、アントネル、そしてポオナローティであった。

被告人たちの後をついてきた献身的な女性たち¹⁴も、この裁判の公判すべてに熱心に立ち合った。

ダルテ

関与の深かった被告人の中で、ダルテのみが他のどの被告人よりも首尾一貫していたのであり、異議申立て *protestation* の立場を頑として崩さなかった。つまり彼は、高等法廷において彼を裁く権利を一度として認めなかったためあり、抗弁することや釈明することを絶えず拒否し、また、反論することなく有罪判決を受けるに任せたのである¹⁵。陪臣員団を前に改めて異議申立てを行った後に、彼は以下のような言葉を発した（共和暦第五年ヴァントーズ一六日（九年三月六日）の公判）。「私としては、もし神の摂理によってこの時期に私の人生が終わると定められているのであれば、私は誇りをもって、恐れることなく、また後悔することもなく、人生を終えることとしよう。ああ、何ということか。私は何を後悔しうるのだろうか。……自由が庄殺されているとき、共和国の機構が次々と解体されているとき、共

和国という名がいとわしいものとなつておるとき、平等の友や熱愛者たちが追及され、流浪し、暗殺者たちの怒りの犠牲となるか、あるいはきわめて痛ましい貧困への不安にさらされるとき、残酷なまでにひどい飢餓と赤貧とにさらされている人民が、あらゆる権力を奪われ、卑しめられ、軽蔑され、苛烈な庄政の下で苦しんでいるとき、抑圧された諸国民の希望と慰めとなつておるあの崇高な革命がもはや過去の幻影でしかないとき、祖国の防衛者たちがいたるところで侮辱を浴びせられ、着るものもなく、冷たいあしらいを受け、耐え難い専制支配に押しひしがれているとき、彼ら「祖国の防衛者たち」が、彼らの犠牲と共同の防衛のために流した血とへの代償として、凶悪犯や人殺しや盗賊呼ばわり〔第九章（第一七六号）訳注〔9〕を参照〕されており、また、彼らの勝利の月桂樹が死の糸杉に変えられているとき、王政主義がいたるところで大胆不敵に振る舞い、庇護を受け、敬意を表され、また、貧乏人たちの血と涙とを褒美として与えられてさえているとき、狂信主義が再び猛烈に虐殺を行なつておるとき、われわれの再生〔証拠書類「五」〕（第一七二号所収）の訳注〔1〕を参照を、目差す偉大で高潔な努力にくらかでも貢献したすべての高潔な人びとや理性のすべての友の頭に断罪と死とが迫つておるとき、なお嫌悪すべきことに、地球上でもっとも神聖なもの、もっとも尊敬すべきものの名の下にさえ、すなわち、まさに神聖な友情、尊敬すべき徳義、名譽ある誠実さ、恩恵をもたらす正義、優しい人間性の名の下にさえ、また、神性の名の下にさえ、盗賊たちが悲嘆や絶望や死を引き起こしているとき、深刻な反道徳性やぞっとする裏切りや忌まわしい密告や破廉恥な偽りの誓いや略奪や殺人が公式に名譽とされ、奨励され、徳義という神聖な名で呼ばれているとき、あらゆる社会的な絆が断ち切られているとき、フランスが喪章で覆われているとき、やがてフランスが旅行者の怯えた目に、もはや死体の山しか見せず、また、煙の立ち込む荒野原しか歩き回るところを見せなくなつておるとき、そして、もはや祖国が存在しなくなつておるとき、こうしたときには、死は恵みなのである。

私は、私の家族と友たちに汚名も屈辱も残すことにはなるまい。逆に彼らは、私の名を人類の崇高な大義を擁護し、

その大義に殉じた人びとの名前のひとつとして、誇りをもって挙げる事ができるであろう。自信をもって請け合っておくが、私は何の汚点も残すことなく革命の全領野を駆け巡ってきた。犯罪あるいは下劣な行為をしているという思いが私の魂を責めたことは一度としてない。まだ若いときに革命に身を投じた私は、いつの日か平等と自由との永続的な支配が確立するのを目にする期待だけを喜びとして、一度も挫けることなく革命に向けたあらゆる辛い活動に耐え、革命のあらゆる危険を担ってきた。ひたすらこの人類愛的な企ての崇高さに専念してきた私は、全面的に自己を犠牲にしてきた。個人的な利害、家族の問題、これらすべてを無視し、考えないで来た。今まで私の心臓は、私の同類たちと正義の勝利のためにのみ鼓動してきた。ダルテはこう発言したのである。

国家訴追官の反革命的な精神

国家訴追官（本章の訳注〔31〕を参照）たちは当初から、被告人たちに対してだけでなく、革命の過程で民主政のためになされたことすべてに対しても、激しい憎悪を爆発させた（ヴィエラールによる検察側冒頭陳述はヴァントーズ六日（九七年二月二四日）。国家訴追官たちはまず、犯罪者、かつて知られたことのない残忍な人間、偽善者、不信心者、野心家、復讐心の強い人、狂暴性のある狂人、中傷家、人殺し、秩序破壊、anarchieの胎内で生まれ、他の活動領域は何も知らず、絶えず秩序破壊を叫び、秩序破壊にしか味方しない秩序破壊の落とし子たちからなる想像上の徒党bandeの存在を事実と認定した。その上で彼らは、革命的なあらゆる運動と行動の原因がその徒党にあるとし、また、いっさいの検討discussion noisissiveに先立って、高等法廷が裁くこととなっていた被告たちはその徒党のメンバーである、と敢えて見做したのである。

訴追官たちの言うところを信じるならば、その徒党の影響力はあまりにも大きいものであって、それゆえ、彼ら訴追官の言うことに耳を傾けた人びとには、革命のどの出来事についてであれば訴追官たちは称賛の栄誉を与えるのか、理

解できないほどであった。彼ら訴追官が正統な蜂起なるものについて与えた定義に基づけば、彼らは心の底では、彼らが唯ひとつ称賛しているように思われる七月一四日の運動（バステューユ監獄襲撃・占拠）をも、大規模な国民的運動に対して彼らが浴びせかけた激しい非難から除外してはいない、と結論せざるをえなかったのである。

訴追官たちにとって、被告人たちの居所で押収した多数の文書を使うことによって、彼ら訴追官が犯罪的陰謀と呼ぶ謀議 concert を立証することは困難ではなかった。しかし彼らは、犯罪の本質的な要件である意図 intention に関しては、その検討を回避しようとするのであり、彼らそれぞれについてわずかに述べた事柄においても、不確かで馬鹿げた推測や類推によってその意図を歪曲した。彼らは終始一貫、被告人たちを卑劣で憎むべき存在とすることを目差し、また、被告人たちの見解が恩恵をもたらすものであること、「共和暦第三年憲法」に対する彼らの反対が正統なものであること、そして彼らの試みが正当であり、かつ一般利益に合致していること、これらのことを被告人たちがフランス人に納得させないようにすることを目差していた。未遂に終わった計画を企てた人びとを共和国の名において告訴する任務を負っていたことから、共和暦第四年ヴァンデミエール一三日（第二章の訳注〔36〕を参照）に何千人もの市民の血を流させ、したがって王政の再建が最終目標となっていた陰謀と武装蜂起とを敢えて正当化したこれらの訴追官については、どう考えるべきなのであろうか。

弁護に対する妨害

裁判官たちは、訴追官たちと一致協力して、口頭弁論を狭い事実問題の枠内に抑え込もうと望みつつ、被告人たちが、仮定の上でのことにせよ、陰謀の核心について検討することをすべて禁止するために、また、訴追によって彼らの文書が主要な、そしてほぼ唯一の証拠上の理由〔論拠 moyen〕として提示されたにもかかわらず、それらの文書についての調査 examen をすべて禁止するために、幾度も強権的に干渉した。

したがって、国民の諸権利の後ろ盾であり、また権力者たちに対する歯止めであるべきだと思われていた法廷は、実際には、人民主権を無視しつつ、暴力と策略とによって最高権力機関を奪取した人びとの道具でしかなかったのである。

被告人は革命を擁護

関与の深かった被告人たちは、陰謀をはっきりと自認する *avouer* ことを断念していたとはいえ、陰謀の諸原則についてはあくまでも擁護した。彼らの見解では、「フランス」革命は神聖なものであった。彼らは、人民主権とそれを確立した「一七九三年憲法」とに心から固執していた。また、それらを復活させるために行なってきたことを誇りとしていた彼らは、彼らが担っている鉄鎖と彼らを脅かしている危険とを光榮に思ってもいた。

訴追官たちの見解と被告人たちの観点との間にたち現れていた対立の必然的な帰結である激しい苛立ちが、国家訴追官 *ministère public* の手厳しい、大仰な演説によって、法廷の不公平な妨害によって、また、勾留中の人びとによる激しい異議申立てによって、幾度となく爆発した。

共和国の創設者たちが中傷されており、また、平等のきわめて敢然とした支持者たちに才能や勇気や道徳性のあったことが認められないでいることを、被告人たちは冷静に聞きえたであろうか。彼らの大部分が祖国のために幾度も命を危険にさらし、公職を辞して名誉ある貧困に甘んじてきたのに、また、きわめて長期に及んだ訴訟を通じて、卑しむべき行為であるとして非難する声をひとつとして受けなかったのに、彼らには卑劣で欲得ずくの動機があった、とするのを一言も発することなく聞くことができたであろうか。

口頭弁論の間、被告たちの毅然とした態度には少しも変わるところがなかった。いかなる場合にも、彼らは共和国と平等とを輝かしく褒め称えた。彼らは幾度も訴追官の政治的詭弁に論駁し、打ち勝ったのであり、ほぼ毎回の公判において法廷の丸天井を彼らの共和主義的な唄で鳴り響かせた。

裏切り者

人を信用しやすい人びとにへつらい、彼らを燃え立たせ、手なすけ、そして彼ら売り、密告した……裏切り者であるグリゼル。彼が証人のひとりとして名を連ねていた。それらの証人の中には、彼以外にも警察の密偵がいたが、彼はグリゼルのひどい背徳性を嫌って、彼の傍に着席することを常に拒んだ。

われわれには、この証人を外すことは可能であると思われた。通報〔密告 denonciation〕によって金銭的な報酬を法律によって受ける犯罪が問題となるときには、あるいは、他のいかなる形においてであれ、通報者が彼の通報の結果から利益を得ることができるときには、その通報者に証言させることを法律が禁じていたからである。

被告人たちおよび弁護人たちの見解では、できるという語は無制限の可能性を表しており、また、陰謀の密告者〔通報者 denonciateur〕が当然のこととして政府から期待しえた報酬〔第五章の訳注〔5〕を参照〕を含んでいる、と考えられていた。

被告人たちの粘り強い立論によって追い込まれた窮地から脱しようとして国家訴追官たちが考えた方法は、万座の失笑を買った。彼らは厚かましくも、通報者という法性決定 qualification はグリゼルには適用不可能である、と主張した。彼らの言うところによれば、彼は、司法警察官³⁹¹に対してではなく、総裁政府〔直接的には総裁カルノ〕に対して最初に申立て declaration を行なったのであって、彼は単なる漏洩者 revelateur にすぎない、というのであった。

彼は証人となった

こうした屁理屈は受けなかった。にもかかわらず、法廷はできるという語は通報の結果として通報者が得た諸権利に限定されるべきであるという決定を下した〔三月二日〕後に、グリゼルの証言を求めるよう命じて、多くの人びとの大変な騒ぎを買った。

裁判には約五〇〇点の証拠物件〔火薬袋や印章といった証拠物もあったが、大部分が証拠書類〕があったのであり、数回に及ぶ公判〔共和暦第五年ヴァントーズ一三日から二二日にかけて（九七年三月三十一日）の公判〕が、それらを〔自分が作成したと〕認める被告たちに提示することに、あるいは、回答しないか欠席している被告たちのものときされる証拠品を専門家たちに確認させることに費やされた。

騒ぎ

国家訴追官たちがきわめて重要視した証拠書類の中で、警察省において略署名する際にバブーフが大きなインクの染みで隠した数語が何であるのかを知ろうとして、ありとあらゆる憶測がなされた。この件に関して生じたうんざりする検討〔ヴァントーズ二日から二二日にかけて（九七年三月二一―二二日）の公判〕は、双方からの激しい罵詈雑言を引き起こし、最後にはひどい騒ぎとなった。国家訴追官、弁護人そして被告人たちの叫び声の飛び交う中で公判は突如として閉廷とされた。退廷するにあたって被告人たちは、「震えよ、暴君ども、そして汝ら裏切り者よ」というマルセイユ兵〔義勇兵〕たちの歌〔九五年七月一四日のデクレによって「ラ・マルセイーズ」は国歌に〕の一節を熱っぽく歌った〔ヴァントーズ一九日（九七年三月九日）〕。法廷は一部始終について報告書を作成したのであり、立法府はその報告書に関して議題として取り上げたのであった。

被告人たちが裁判長^⑤に対して申し立てた忌避 *reproche* の後で、訴追官たちは、われわれが付帯請求を次々と繰り返すことによって審理を果てしなく引き延ばすことを望んでいることについて不満を述べた。彼ら訴追官は「高等法廷の作業の緩慢さに抗議する多くの声が上がっている」と述べたのである……。「これに対して」バブーフは次のように大声で述べた〔ヴァントーズ二〇日（九七年三月一〇日）の公判〕。「それほど数多くの声とは誰の声なのであろうか。人民の友よ、あなた方には察しがついているであろう。それは誠実な *honnête* と誤って称されている特権階級の声なの

であり、しかもその階級は、大衆と比べればひとつの点でしかないのに、非常に傲慢なことにすべてであると言ひ張り、大多数の人びとの汗を搾り取り、それを糧にして何もしないで生きており、ひたすら有用なこの大衆を何とも思わず、この大衆を抑圧し、この大衆が自分たちの腕と知性と器用さとを絶え間なく用いたことの代償として彼らを飢えさせている。共和主義者たちよ。以上が、われわれを殺そうと企てている人びとの作業の緩慢さに対して、いたるところで抗議の声を上げていると言われている一握りの殺人鬼なのである。以上が、彼等が喜ばせようと急いでいる人びとなのである。紳士諸君 *Honnetes gens* 〔証拠書類 一四〕の訳注〔2〕を参照。諸君は満足するであろう。高等法廷における口頭弁論の最初の数回分の公判記録を読んでみるがいい。諸君は、そこでどれほど力添えを受けているか、得心するであろう。他方、人民の本質的かつ主要な部分である人たちよ。あなた方はあなた方の利益を見捨てたことのない人びと〔被告人たち〕の身の上に、彼らがあなた方をどのように扱っているかを看て取るであろう。友よ、人民の擁護者よ、栄光を共にする仲間たちよ。あなた方にもまた、あなた方の磔刑を要請しているのが一〇〇万人の金持ちであることが分かっている。あなた方はあの二四〇〇万の被抑圧者〔証拠書類 七〕の訳注〔3〕を参照の立派な大義を支援すべきなのに、貪欲な連中の群れの叫び声の中から彼らの声を聞き分けることができないでいる。彼らは、隷従状態に置かれ、無一物となり、着るものもないままにも言わず苦しんでおり、飢餓で死にそうになり、また、公共の至福を樹立する道をわれわれよりも先に歩んだ誉れ高い殉教者たちの靈魂を称賛し、哀悼の意を表している。彼ら殉教者は、その公共の至福を唱道するという崇高な任務をあなた方に伝えたのであり、それと同じようにあなた方は、あなた方およびあなた方の先達たちよりも熱心で、おそらくはより幸福な他の正義の人たちにその任務を伝えることとなるのである。美徳が消え去ることはない。王政者たちは残酷な迫害を加えてはいるが、思い違いをしている。彼らは肉体を破壊してはいるだけなのであって、有徳の士たちの魂はその外皮を変えにすぎない。ひとつの靈魂が消えるや否や、その靈魂は別の人びとを突き動かすのであり、不遜な犯罪をけっして放置しておかない高潔な運動を彼らの心の中に吹き込むので

ある。

今しがたこうした考察を行った後では、また、私を急いで生贄にしようとして毎日あらゆる新機軸が導入された後では、私は抑圧者たちが望むままに、彼らがやりやすいようにして差しあげる。私は、私の弁護の無駄な細部は放棄する。何らぐずぐずすることなく私を打ち倒すがいい。そうすれば私は、美德に包まれて安らかに眠りにつくこととなるであろう」と。

裏切り者の証言

グリゼルは二度の公判で証言を行ない、被告人たちを知り、手助けし、騙し、そして裏切るためになしたことのすべてを仔細に語った。虚栄心から行い、また、時おり自己矛盾に陥る契機となつた幾つかの補足を除けば、彼は事実を語った。しかし、彼を嘘つきとは見做しえなかつたとはいへ、自分の裏切り行為と彼が破滅させることを考えた人びとの好意を手に入れるための策略とを彼が並べ立てた際の厚かましきにはやはり唾然とさせられた。

当然にも憤りの念に突き動かされたアントネルは、裏切り者の偽善者ぶりを生き生きと描き、拭い去ることのできない卑劣さの烙印をその額の上に刻み込んだ（共和暦第五年ヴァントーズ二三日（九七年三月一三日）の公判におけるグリゼル証言の途中での発言）。

幾人かの被告人について証言した際に、グリゼルは「ここには工作員 *agents* しか見当たらないのであって、彼らのうちのどれも真正正銘の陰謀指導者ではなかった。カーテンの向こう側に、それらの工作員を動かし、行動させた人びとがいた」と述べた（グリゼル証言への被告人からの質問（ヴァントーズ二五日（三月二五日））に対する発言と思われるが、『口頭弁論記録』からは確認できず）。こうした言葉はジェルマンの次のような発言を引き出した。すなわち彼は、「ああ。われわれだけでは少なすぎるといふのなら、オード川〔南仏ラングドック地方を流れ、地中海に注ぐ。ジェ

ルマンの生地ナルボンヌはオード川の近く」のほとりに行つて、私の妻の屍を覆う砂からその屍を取り出すがいい。外へ出て、君ほどには屍を食うに値しない虫たちと餌を争い合うがいい。飢えた虎のように私の母に襲いかかるがいい。このおぞましいご馳走に、私の姉妹と彼女らの子供たちを加えるがいい。私の息子を乳母のか弱い腕から取り上げ、君の牙で息子の柔らかい手足を噛み砕くがいい。われわれ六〇人〔被告人総数は欠席者も含めて六五人〕の家族は、君に対して同じように胸のむかつくような獲物を提供するだろう。さあ、その獲物を捕まえに行くがいい。え、何だって。君にはこの餌は魅力がないだって。きつと君がまだ猫を被っているからだよ」と〔共和暦第五年ヴァントーズ二五日（九七年三月一五日）の公判〕。ジェルマンが彼の雄弁な弁護の締めくくりとした言葉も、これに劣らず素晴らしいものであった。すなわち彼は、「私は、いかなる恐怖も抱かず、また、少しも弱気になることなく、諸君の判決の宣告を待っている。判決がいかなるものであろうと、どうして恐れることがあろうか。どうして弱気になることがあろうか。事実、私が死ぬこととなれば、自由はこの上なく献身的な殉教者をもつこととなるのであり、生きていけば、この上なく大胆不敵な擁護者をもつこととなるのだから」と語った〔共和暦第五年ヴァントーズ二五日（九七年三月一五日）の公判〕のである。

パブーフはブレリアール蜂起を正当化

共和暦第三年ブレリアール一日〔九五年五月二〇日〕の蜂起（第二章訳注〔2〕を参照）についてグリゼルは、それを秩序破壊分子 anarhistes の仕業であるとしたが、彼は訴追官たちに倣つて、この秩序破壊分子という呼称の下に、平等の誠実な友すべてを含めるような振りをした〔共和暦第五年ヴァントーズ二二日（九七年三月一二日）の公判〕。〔これに対して〕パブーフは次のように大声で非難した。すなわち、「ブレリアール。それは、恐ろしい時期で悲惨な日々であったが、神聖かつ尊敬すべき日々でもあったのであり、高潔なフランス人の頭の中にそれらの日々が思い浮

かんだときには、必ずや哀れみの感情と後悔の念を引き起こし、また、きわめて大きな犯罪や徳義に基づく勇敢な努力や人民のこの上ない不幸を思い出させずにはいない……。プレリアール。この惨憺たる、しかし名譽ある日々、人民とその忠実な代表者たち「プレリアールの殉教者」と呼ばれることとなった六人の議員は勇敢に戦ったのであり、「他方」人民の受任者たる裏切り者たち、人民を飢えさせる人たち、人民を暗殺する者たち、主権と人民の諸権利とに対する侵害者たちは、歴史上例を見ない残虐行為の極みを行なったのである……。グラックス兄弟よ。後世に名を残すフランス人たちよ。あなた方だけが勇敢だった。あなた方だけが、勇気を奮って人民の庇護者であり、防衛者であることを公言した。あなた方だけが、人民のきわめて正当な「パンと法律を」「プレリアール蜂起の際のスローガンは「パンと九三年憲法を」であった」という要求を支持するために全面的に身を捧げた。偉大な犠牲者であるゲージョン、デュロワ、ロム、スーブラニ、デュケノワ、ブルボット（第二章の原注（2）への補注（*1）から（*6）を参照）よ。あなた方の永遠に高名な名前はすでにこの法廷内でも鳴り響いたのであり、今後も幾度となく鳴り響くことであろう。われわれはわれわれの共和主義的な唄によってあなた方の靈魂に敬意を表し続けている。獄中での、また裁判官の死刑執行人を前にしてのあなた方の毅然とした態度は、われわれがきわめて長期にわたる厳しい囚われの身に耐える際のお手本として役立つであろう。要するに、悪人どもはあなた方を殺したが、ただの一日たりともあなた方の名譽を汚すことはできなかった。名譽ある殉教者たちよ。神聖な平等の大胆不敵な支持者たちよ。あなた方のおかげで、自由、人民主権、そして人民の幸福を保証するあらゆる原則が勇敢な抵抗もなままに侵害されるという汚辱から救われたのである。……われわれは、あなた方が死んだ後にあなた方の代わりを務めるべきであった。しかしあなた方と同じように逮捕されてしまったわれわれは、あなた方に倣い、あなた方と同じようにたじろぐことなく迫害者たちの前に姿を見せなければならぬ。しかも、真の共和主義者はみな、あなた方が共和国に対するきわめて憎むべき敵たちの犠牲となった時期を顕彰しなければならぬ……」（共和暦第五年ヴァントーズ二六日（九七年三月一六日）の公判）と。そのとき、

平等をめざす、いわゆるパブーフの陰謀（九）

六九（567）

法廷はバブーフに沈黙を強いた。

警察のイヌたちが、バブーフが逮捕されて以来、彼を救出するために、また彼の計画を実行するために結託した、として告発された人びと〔グルネル兵営事件の関係者やシェルブルで逮捕されたフロサル、コルドバール、レボワら〕についての証言にやってきた。しかし、これらの破廉恥な人びとの中には、スパイに仕立てるためにわざわざ監獄から連れ出された贖金作り〔オーブリ〕も含まれていたのであって、彼ら証人たちが手助けしてくれたおかげで、証言の対象である人びとは勇氣付けられることとなった。

二人の証人の高潔さ

これらの悪意ある人びとに交じって、二人の不運な若者が姿を見せた（共和暦第五年ジェルミナル五日（九七年三月二五日））が、彼らはその不幸や高潔さや勇氣によって聴衆に感動の涙を流させた。ムニエとバルビエは双方とも兵士であったが、警察隊叛乱に関連した犯罪行為のかどで禁錮一〇年の判決を受けていた。彼らを裁いた軍法会議で、彼らは被告の何人かに不利な自認 *aveu* を引き出されていた。彼らをヴァンドームに移送してきたのは、それらの証言を追認させるためだったのである。

しかしムニエとバルビエは、訴追官たちの期待に応えるどころか、弱気になって自認したことのすべてを撤回したのであり、裁判に付されている人びとに不利な言葉を一言でも発するよりも、偽証者として新たな有罪判決に身をさらすことの方を選んだのである。

そればかりか、彼らは被告人たちに敬意を表し、共和主義的な唄で被告たちに挨拶をした。彼らは被告たちを人民の友と呼び、被告たちの栄光を共有することを求めたのである。これほどの勇氣は新たな禁錮刑という報いを受けることとなった……。ああ、なんとという時代であることか……。

弁護

陰謀を否認するという、共同で行なった決定〔「弁護の変更」の項（前号）を参照〕によって、弁護に際してパプーフ以上に苦しい立場に置かれていた被告は誰もいなかった。蜂起委員会の組織化、計画、記録の整理として通信をはかりと含む約五〇〇点の証拠品のほぼすべてが彼の傍らで押収されていたのであるが、そのうちパプーフの手になるものが一〇〇点以上存在した。それゆえ、告発全体が彼に向けられていたのであり、五日にわたって長時間の公判が彼に対する質問（interrogation）に費やされた（共和暦第五年ヴァントーズ二七日から三〇日までとジェルミナル二日（九年三月一七日から二〇日までと二二日））。

どのようにすれば、これらの証拠品から引き出され、また、密告者が追認した多数の事実を前にして、真実らしくは思えない弁明（*explication*）であるにせよ、弁明をなしえただであらうか。主要な被告人たちはそうしようと試みた。彼らは時として部分的には成功したが、全体的には、陪審員たちの中ですでに被告人たちと見解を共有していた人びと（本章の訳注〔65〕を参照）の気持ちをしぼりかきおさめるといふ結果を得ただけであった。この点からすれば、彼らの弁明は、心の底では否認しながらも、ただただ彼らの不運な仲間たちに対する心遣いゆえに受け入れる、首尾一貫性を欠いた、凝った発言の連続にすぎなかった。

彼ら被告人たちが行なった真の弁護はすべて、自分たちの民主政擁護の教説についての承認のうちに、彼らが「一七九三年憲法」に対して表した崇敬の念のうちに、また、陰謀の目的を仮定的な形で正当化しようと固執した態度のうちに存在する。

この陰謀はその全体が「蜂起総裁府設置文書」に凝縮されていたのであり、訴追官たちはこれを主権に對する、侵害（*usurpation*）と呼んでいた。それゆえ、起訴はまさにこの証拠書類を主要な根拠としていた。パプーフはこの文書の動機、意図、そして手段を正当化した（ヴァントーズ二七日と二八（三月一七日と一八日））。

彼は、「ここではさまざまな個人が裁かれているのではまったくなく、共和国が裁かれているのである。そうすべきではないと思っている人びとすべての意に逆らっても、この文書を、かくも絶大な重要性が要請する莊重さ、威厳として献身をもって扱わねばならない……」と。彼はさらに続けて、「この文書は、どこにでもいる普通の共和主義者のものなのであり、すべての共和主義者がこの事件に関係しているのである。したがってこの文書は、共和国のものであり、革命のものであり、歴史のものである。……私はそれを弁護しなければならない」と述べた〔ヴァントーズ二八日（三月一八日）〕。

彼はすぐ後で、投獄されていない民主派の立場とそのとき彼が置かれていた立場とを比較しつつ、次のように叫んだ。「自由の守り神よ。まさに私が鉄鎖を課せられているということによって、私以外のすべての人びとよりも自由である立場に私を置いて下さったことについて、私はあなたにどれほど感謝しなければならぬのであるうか。私はなんと素晴らしい場所にいることであろう。私の掲げている大義はなんと素晴らしいであろう。それによって私はひたすら真実の言葉だけを語ることができる。……私は鉄鎖につながれているが、私の舌は、私が建ててもらっているようには一人ひとり監獄を住まいとして建ててもらえていないでいる、膨大な数の抑圧された人びとや不幸な人びとの舌よりも恵まれている。彼らは苦しみ、虐待を受け、搾り取られ、きわめて痛ましい窮乏に打ちひしがれ、きわめて醜悪で卑しめられた状態に打ちひしがれ、しかもなお耐え難いことに、彼らはもはや不平を言うことも許されていない。……少なくとも、この事件にかかわった祖国の子らの中で祖国が死を宣告されても、彼らが死ぬに際して祖国を裏切ることとはまったくなかったのであり、彼らは自分たちの母〔祖国〕の行動基準 *maximes* をけなげに主張した、と言われんことを。……私はさまざまな徳義に対して語りかけているのであり、それらの徳義のみがわれわれを正義の人と見做すことができる。私に耳を傾けるものもはやそれらの徳義しかないとすれば、ああ、疑いもなく処刑台を築くことしかもはや残されていないであろう」〔ヴァントーズ二八日（三月一八日）〕。

しかし、バブーフが「一七九三年憲法」について情愛をこめて語り始めると、そしてその憲法が人民から奪い取られた際の暴力行為を想起させ始めると、国家訴追官たちは被告人たちを罵倒し、なおも政府に対する陰謀を企てている、と言いつ張った。直ちにバブーフは沈黙を余儀なくされた。

ブオナローティもまた、この証拠書類の正当化を試みた(ヴァントーズ二九日(三月一九日))。彼は、その文書が設立した集団は、民主政の諸教説を普及させることを目的としていた、と述べた。また彼は、不満を抱いていることが分かっており、また爆発が予想されていた人民の判断に委ねるべきいくつかの法案をこの集団が練った際にも、法律に反するところのまったく賢明な判断 *prudence* を行為に移したにすぎない、と主張した。次に彼は、秘密総裁府が人民に対して政府の形態を吟味するよう教唆 *provocuer* したとする仮定に基づいた上で、「共和曆第三年憲法」と同様に、主権が市民総体のうちにあることを承認する憲法が支配するあらゆる国においては、こうした教唆はすべての市民の権利であることを明らかにした。

のちにバブーフは、巧みにこのテーマにたち返ったのであり、前もって幾らか配慮をしつつ、次のようにきわめてはっきり述べることができた。「真の人民の目覚め、幸福の支配、平等と自由の支配、すべての人びとにとっての豊饒、すべての人びとの平等と自由、すべての人びとの幸福を生じさせる *provocuer* こと、これこそ、フランス人すべての目にかくも恐ろしい姿で描かれている、例の叛徒と称されているこれらの人びとの願いだっただのである」(ヴァントーズ二九日(三月一九日))と。

次いで、手段について触れた際にバブーフは、そうした手段は実際には世論の中に革命を起こさせ、人びとの心のうちに全体的な動きを起こさせることに還元されているのであり、彼には「蜂起総裁府」設置文書の作成者たちはその効果を過大視しているように思われる、ということを示した。これに付け加えて彼は、きわめて適切に次のように述べた。「なぜなら、大多数の人間の改心と彼らを支配しているあらゆる激情の放棄とが必然的にもたらす結果である精神革命

révolution morale は、きわめて明白なことであるが、さまざまな美德の唱導という手段だけでその実現が容易に理解されうる事柄ではけつしてない。さまざまな国民の間に最高理性 *raison supreme* の行動基準を説き、真の正義へと至る道を指し示すことに身を捧げた啓蒙者たちや高潔な人びとが存在するようになってからも、彼らが成功した例はほとんど目にした事がなく、また彼らのほぼすべてが犠牲者となったのである」(ヴァントーズ二九日(三月一九日))と。

それだけではなかった。彼は、人民が抑圧されているときには、蜂起は、部分的なものであっても、正当かつ必要なものであることを証明した。また彼は、自分の論理およびマブリの權威に依拠しつつ、「蜂起は、市民総体が蜂起を行なうときのみ正統である」と述べた国家訴追官たちの退屈な教説を完全に論破した。(蜂起が正統であったことは)「一度としてない」と述べたのと同じだからである。

パブーフは二度にわたって、協力者たちの名前をあげるよう要求されたが、二度とも嫌悪の念をもってこうしたそのかしを拒絶した。

彼は同じような憤りをもって、幾人かの被告とひとりの弁護士(レアル)が、陰謀という考えを圧政の側のものとするることによって、また、圧政の手先たちをその圧政にとってきわめて危険な行為の挑発者に仕立てることによって、自らを弁護しようと思立った際の偽りの「弁護」方式を退けた。ことは「蜂起文書」に係わっていたのであるが、この件に関してリコールは「それを作成したのはグリゼルだ」と叫んだ。これに対してパブーフは「そうではない。彼はそれを作成してはいない。それは、その作成者を恥じ入らせるべき文書ではないのであり、しかもグリゼルはあまりにも大悪党なのであって、こうした文書を作成しえたはずがない」として毅然と反駁した(ジェルミナール二日(九七年三月二二日))のである。

すべての証拠書類が、それらが実際に作成された順序に従って訴追官たちによって提出されたのであり、当然のことながらそれらを束にまとめることによって、彼らはそれらに基づいて容易に陰謀の実際の歴史を推論することができた。

約束ごと「弁護の変更」の項（前号）を参照」によって否認方式に縛られていた被告人たちは、彼らが個々別々の理由から作成した文書を偶然の状況と、また異なった時点と関連付けることによって、訴追官たちがまとめ上げたものをバラバラにしようと努めた。これらの文書を分析するに際して、彼らはいかなる機会をも逸することなく、民主政の諸原則を認め、それらを正当化しようとし、また、そのときフランスを支配していた憲法〔共和曆第三年憲法〕はフランス人民が自らに与えた憲法ではない、ということを示そうとした。

まさにこうしてブオナローティは、彼が執筆した「兵士への請願書案」（証拠書類、「二三」を参照）について釈明するに際して、なぜ彼がフランス革命に積極的に協力しているのかを述べ、「一七九三年憲法」を彼が擁護しなければならぬ理由について、法廷の妨害をもとめせずに展開し、権利侵害と圧政とを行なっていると政府を非難し、また、革命政府（九三年一〇月一〇日、国民公会は「平和が到来するまで、政府は革命的である」と布告）のさまざまな意図と行為とを称賛したのである。彼は次のように叫んだ。「膨大な数の人民が団結と栄光の日々に全員一致で承認した法典を擁護しようとして立てた誓いを私の心の中から消し去ることはできなかったのであり、また、奴隸たちが彼らの主人たちに対して抱き続けるのが見られた忠誠心、私はそうした忠誠心を、私を寛大に迎え入れてくれ、また、自由な日々^{自由}に正式の意思を私に言い渡してくれた高邁な人民に対して抱き続けている」（「ジェルミナル一五日（九七年四月四日）」と^{自由}）。

危険にさらされた被告人を救出しようとする試み

ヴァンドームおよびその近郊から多数の市民が高等法廷の公判に熱心に立ち会ったことについては、激しい感動を覚えないわけにはいかなかった。政府に対してたびたび繰り返して発せられた激烈な非難、国家訴追官も常には勝つたわけではない粘り強い議論、革命期のもっとも民衆的な出来事に対する明白な擁護、人民のさまざまな利益および権利へ

の激しい愛着、証言を拒否し、出廷した不利な証言を行なう相手の人びと〔被告人たち〕に敬意を表した檢察側証人たち（ムニエとバルビエ）、結末を震えながら待ちつつ鬭争に参加していた献身的な家族、これらのことが、当地で発行されていた一新聞の記事によって、また、法廷で行なわれていることだけで頭がぼほいっばいの住民たちの会話によって日ごとに募っていた激しい関心を、被告人たちの有利になるような形で傍聴人の間にかき立てたのである。

こうした好意的な傾向に、やがて、関与の度合いのきわめて高かった被告人たちがさらされていると感じられた危険から彼らを守ろうという願望が付け加わった。一方では、被告人たちを支持する形で彼らの警備に当たっている兵士の一部を叛乱させるためのいくつかの試みがこっそりとなされた。しかしそうした試みは不首尾に終わった。他方では、ひそかな脱走に手を貸すことも考えられた。

ひそかに牢内に持ち込まれたいくつかの道具を使って、囚われ人たちによって二、三日のうちに大きな穴があげられ、何か心配事のある人びとがそこを通して死刑執行人たちの手から逃れることとなっていた。しかしそのとき、ひとりの被告の軽率な行動が警戒心を引き起こしてしまい、脱走の希望はすべて消え去ってしまった。

国家訴追官の敵意ある論告

口頭弁論に引き続き、国家訴追官たち〔実際にはバイイひとり〕が行った〔共和暦第五年フロレアル七、八および九日（九七年四月二七日〜二九日）の三日間〕長大な論告 *les sommations* によって、約三〇人が死を運命付けられた。押収された書類はきわめて多数かつ決定的なものであって、告発の真实性を立証すること、そして陰謀の実態を証拠立てることはいとも容易であった。（しかし）彼らには、その陰謀が犯罪であることを同じように論証することはできなかった。

被告人たちは、仮に陰謀が存在したとした場合にできえ、その陰謀が対象としているように思われている憲法〔共

和曆第三年憲法」が人民主権を破壊するものであることから、また、人民によって容認されてはいないことから、その憲法は真正正銘の法ではないのであって、それゆえ犯罪は存在しなかった、と幾度も繰り返して主張した。この重大かつ決定的な論点に対して、訴追官は何ひとつ反駁を行なわなかったためであり、事実の中に閉じこもりつつ、意図の正しさに関する審理をすべて退けることを望んだ。きわめて重大な反論を無視しつつ、訴追官たちはきわめて根拠が弱いと彼らには思われた反論に反駁することで時間を無駄にしたのであり、またとりわけ、実行 execution 手段を大げさに描いて見せることによって、被告人たちの意図を誹謗して説明することによって、また、被告人たちの計画から引き出される結果を偽って示す、架空の描写によって、臆病者たちを怖気づかせようとした。実際、人民主権および平等の実践から必然的にフランスの荒廃、人口減少³¹、そして悲嘆が生じ、またその結果、気がかぬうちに、国王の復帰が生じてくる、と彼らもつたいぶつた口調で断言したあの結論ほど、常軌を逸しているように思われたものはなかったのである。

突きつけられた証拠書類について被告人たちが行なった際のわざとらしい釈明、密告者の主張をはねつけた際の否認、また、失念から、あるいは実際よりも先見の明があり、狡猾であるように思われたいという欲望から密告者（グリゼル）が陥った軽微な矛盾、これらのことについて事細かに報告することは、無駄なことであり、また退屈なことでもあろう。告発内容は全体として真実であり、陰謀は現実のものだったのであり、また、主要な被告人たちが陰謀の存在を否認したのは、思いやりからの嘘によるものでしかなかった。彼らはそうした嘘が通用するとは期待していなかったためであり、また心底ではその嘘を恥じてもいた。

被告側の反論

しかし、触れずにおくわけにはいかないこと、それは、彼らの総括弁護のうちで、フランス人の公法の諸原則について論じた部分である。その中では、革命は平等および人民主権を目差すきわめて偉大な傾向の点で正当化されたのであ

て、われわれは、これらの被告人が最後の瞬間にいたるまで固執した見解を知っていたただために、その部分について手短に説明することとする。

訴追官たちおよび「高等」法廷が設けた方式においては、陪審員たちは「共和曆第三年憲法」に対する侵害 *offense* が実際にあったかどうかの検討に限定されることとなっていたのであって、被告人たちに対してこの憲法の正統性について議論することを妨げることを望んでいた。

しかしながらそれでも、被告人のうちでもっとも深く関わった人びとは、彼らがきわめて熱烈に擁護してきた諸原則を展開し、正当化することに固執した。彼らは、それらの原則が正しいものであり、また万人の安寧に合致していると信じていたからである。彼らは、人民と人民的な陪審員たちとの眼前でなされる真正正銘の弁護手段はそこにしかない、と見ていたのであった。

陪審員の祖国愛に対する訴え

まず彼らは、陪審員たちの徳性 *virtue* に訴えかけた。陪審員たちの心のうちに気高い自主独立心を呼び覚ますためであった。陪審員たちに対して、彼らの任務の崇高さゆえに、彼らには事態の根源にまでさかのぼるべきであり、「共和曆第三年憲法」をものともしない態度をとるべきであり、また、この憲法の起源と本質とを厳格に検討し、実際には人民によって設立されたのではない現存権力機関の主張を判断の基準とするのではなく、人民の眞の諸権利を判断の指針とすべき義務が彼らには課せられている、ということを含め納得させようと試みた。

ある被告人（「ブオナローティ」）は、「この訴訟事件については、通常の訴訟手続きとは事情が異なる。訴追官たちには権力があり、「他方」被告人たちは無力かつ無名なのであって、高等法院陪審員たちに対しては通常の裁判手続きとは無関係の考察に細心の配慮をすることが要請されているはずである。市民〔たる陪審員〕たちよ。抑圧されている者

たちがあなた方を前に、抑圧者たちの残虐さに対して抗議することを無にしてはならない。自由を求める神聖な情熱が、特権の消滅、王権の崩壊、そして諸権利の平等に向けての公共理性の進歩をもたらしてくれた侵すべからざる諸原則に對する尊敬と公正さをあなた方に対して求めることを無にしてはならない。……人民はあなた方に対して善を見分け責任を負わせたのであって、法律学「jurisprudence」の無味乾燥な諸原則を「抑圧者たちの」野心や愚行の筋書きに合わせる責任を負わせたのではない。……人民の代表者たちよ。人民自身であっていただきたい。人民の意志を表明するには、人民の心を持たねばならない」〔共和曆第五年フロレアル二二日（九七年五月一〇日）と述べた。

被告人たちは、フランス人の正真正銘の法は「一七九三年憲法」であること、また、「共和曆第三年憲法」は強奪と暴力の法令でしかないことの論証を試みたのであるが、その前に彼らは、国家訴追官たちが民主的な法〔九三年憲法〕と革命政府とを混同しようと装い、その革命政府のとった厳格な措置を誇張して描写することによって、民主的な法とその法に忠実であり続けている人びととを恐怖に満ち満ちたものとして描こうと努めたのに対し、その恐怖を懸命に払拭しようとした。

革命政府の正当化

被告人たち〔具体的にはブオナローティ〕は次のように述べた。「諸君〔訴追官たち〕は常に一七九三年のさまざまな措置を想起させている。しかし諸君は、不幸なことにそうした措置を取らざるをえないようにした必要性に先立って何が起きたのかについては口を閉ざしている。諸君は、何千人もの市民の命を失わせた無数の裏切り行為をフランス人に想起させることを忘れている。諸君は、ヴァンデ戦争のぞっとするような展開について、わが国の国境にある要塞の引渡しについて、デムーリエ（第一章訳注〔28〕を参照）の離反について、また、デムーリエが国民公会の内部においてさえ見出していた胸をむかつかせるような支持について、人民に語ることを忘れている。諸君はまた、残忍なヴァ

ンデの叛乱参加者たちが、祖国防衛者や共和国に何らかの愛着を抱き続けていた人びとすべてをずたずたに切り裂き、きわめて手の込んだ責め苦の中で死なせた際の、前代未聞の残虐さを想起させることをも忘れてゐる。祖国の募りゆく危機が引き起こした厳格な措置によって犠牲となつた人たちの靈魂を諸君が引き合いに出すのであれば、われわれはモントーバン⁵⁴、ナンシー⁵⁵〔第一章訳注〔13〕を参照〕、シャンド＝マルス⁵⁶〔第一章訳注〔11〕を参照〕、ヴァンデ地方、リヨン⁵⁷、マルセイユ、トゥーロン⁵⁸で反革命派に惨殺されたフランス人の死骸を掘り出すこととしよう。われわれは、まさにフランス国内で圧政を目差して絶えず陰謀を企てている圧政の仲間たちによって国境で命を奪われた一〇〇万人も共和主義者の亡霊を眠りから覚まし、冷酷な打算によって諸君の仲間たちが流させた血と、防衛の熱狂の中で、また自由への愛の高まりの中で心ならずも愛国者たちが流した血とを比較することとしよう。……：国家訴追官たちは、われわれを告訴することを引き受けているのであろうか、それとも自由を生告訴することを引き受けているのであろうか。……：訴追官たちの執拗さはわれわれにとつて無駄なことなのではないのであつて、高等法廷陪審員の皆さんはおそらく、訴追官たちの偏つた提示の仕方うちに、また、彼らが歴史を歪曲し、被告人たちの指導者に彼らとは無関係のさまざまな事実を積み上げた際のわざとらしさのうちに、われわれよりも巧妙な共和国の敵たちが、勇敢ではあるがあまりにも人を信用しやすすい共和国の友たちに対して抱き続けたあの隠れた憎悪心を見抜いて下さるであろう」と〔共和暦第五年フロレアル二二日（九七年五月一〇日）の弁論〕。

「共和暦第三年憲法」を覆し、それを「一七九三年憲法」に置き換えようという意図 *dessein* で共謀したこと、また、財産共同体の樹立によつて所有権を侵害しようという意図で共謀したこと、これらが、被告人たちが否定しなければならぬ二つの大きな告訴箇条であつた。

被告人たちは、「間違ひなくわれわれは一七九三年憲法を愛している。われわれは、その憲法が人民に対して法律によつて決定を下す *délibérer sur* という譲渡不可能な権利を保証している〔九三年憲法〕第一〇条」がゆえにそれを

愛しているものであり、また、それがフランス人民のほぼ全員一致によって厳粛に受け入れられた〔九三年憲法承認の国民投票結果について第一章の訳注〔35〕を参照〕がゆえに、その憲法を愛している〔発言者および発言日を特定できず〕と述べた。

一七九三年憲法の称賛

彼らは次のように付け加えた。「確かにわれわれは今もなお、この憲法〔九三年憲法〕をフランスの真正正銘の基本法であると考えている。共和暦第三年〔九五年〕憲法は、人民から実質的な主権を奪い取ったからであり、また、同じその人民がそれを受け入れたなどというのとは不自然だからである」〔発言者および発言日を特定できず〕と。

被告人たちが自分たちの主張の真实性を証明した際の理由および計算はきわめて説得的なものであって、双方の間での長時間にわたる議論の末に、訴追官ヴェイエルは、「要するに、私は従う」という言葉を発して敗北を認めただけであった。

被告側は陰謀の正当性を主張

被告人たちはさらに続けて次のように主張した。「われわれは人民の諸権利に対するこうした驚くべき侵害に対して人民に注意を促した、と申立てられているのであろうか。その点について言えば、われわれは共和暦第三年憲法がすべてのフランス人に対して保障している、ものを言い、ものを書く権利を行使したにすぎない。

さらに、不可侵のものであり、公的自由を保障するものとわれわれが見做している一七九三年憲法を否が応でも復活させるために、われわれは共謀した、と申立てられているのであろうか。何よりも、われわれが否認しているこの共謀は立証されてはいないのであり、また、実行手段の欠如はそのことだけで、危険な犯罪的陰謀という嫌疑すべてを退け

るのに十分である。しかし、仮にわれわれが実際に一七九三年憲法を復活させるために陰謀を企てたのであるとしても、われわれは純粹な良心の動きに従ったにすぎないであろうし、すべての真の市民がなすべきことを行ったにすぎないであろうし、また、自由と人民主権と共和国とに忠実であろうという誓いを守ったにすぎないであろう」〔発言者および発言日を特定できず〕と。

訴追官たちと法廷の側は、陪審員たちは「共和曆第三年憲法」に対する侵害の意図があったかどうかを検討することに限定されるべきである、と主張していた。これに対して被告人たちの側は、彼らが陰謀を企てたとする申立てが躍起になってなされているにせよ、その陰謀が向けられているように見える権力機関〔総裁政府〕が人民の承認を受けてはいない以上、その権力機関は正統なものではないがゆえに、その陰謀は犯罪ではない、とする指摘を行なった。まさにこの正統性の欠如に関して、被告人たちは陪審員団の評議 *deliberation* を積極的に要請したのである。

パブーフは財産共同体を擁護

財産共同体 *communaute des biens* を樹立しようという意図 *dessin* に関しては、被告人たちがその意図について長々と議論する必要はなかった。〔蜂起に〕引き続き実施するべきさまざまな立法計画を含んでいる文書類〔前号所収の「証拠書類 二一八（治安に関するデクレ案の部分稿）」および「証拠書類 二一九（経済に関するデクレ案の部分稿）」を参照〕は押収されておらず、また、密告者にはそのようなものはいっさい示されていなかったことから、告訴簡条のうちこの部分は立証が弱かったからである。しかしながら、しばしばこの共同体を自分の『護民官』紙の主題としていたパブーフは、忘れることなくそれについて語った。彼は、この主題に関する彼の民主的見解を説明し、また社会を悩ませている災禍を、論証を通じて描いて見せることによって、しかも実に堂々と、そうした見解を正当化した。彼はこう述べた。すなわち、「所有は、この地上においてあらゆる災禍の源泉である。

ずっと前から賢人たちが主張してきたこの教説を唱道することを通じて、私は、幾度もの革命にうんざりし、さまざまな災難に意気阻喪し、自由の敵たちの策略によってほぼ王政主義に取り込まれて、*royalisme* いるパリの民衆を共和国に再びつなぎとめることを望んだのである」〔発言者および発言日を特定できず〕と。

パブーフの陳述の結語

パブーフは、彼の長大な弁護演説〔最終陳述〕を次のように締めくくった。「ギロチンの刃が私の頭を脅かそうとも、私がすっかり覚悟していることが先導警吏たちには分かるであろう。美德の大義のために死ぬことは名誉なことである。……陪審員たちの評決 *verdict* は、以下の問題、すなわち、フランスは共和国のままであるのか、それとも、フランスを解体する悪党どもの餌食となつて、再び君主国 *monarchie* となるのか、という問題に決着を付けようとしている。……陪審員の皆さん。あなた方は、正義への愛によってのみ導かれている人びとを有罪とするのであるか。あなた方は反革命を加速させ、勝ち誇つた王党派の手による愛国者たちへの殺戮を急がせることを望んでいるのであるか。……しかしながら、われわれの死刑が決定されようと、死の鐘が私のために鳴らされようと、私はずっと前から耐え忍んできている。長期にわたるこの革命の中で絶えず苦しめられてきた私は、刑罰には慣れてしまつてゐる。私の目にはタルペアの断崖は常に見えていたのであり、グラッキュス・パブーフは自分の祖国のために死ぬことにきわめて満足してゐる。ああ。よく考えてみると、いったい私の慰めにとつて何が足りないものであろうか。私の生涯をこれ以上に素晴らしい栄光の瞬間に終えることなど可能なのであろうか。……死を迎える前に私は、人類のために身を捧げた人びとの死も伴つたことの滅多にない興奮を味わうこととならう。……われわれを長期にわたつて抑圧しうるほどに強力であつた権力も、とてもわれわれの名誉を汚しうるほどに強力なのではない。われわれは、われわれの名誉となつており、また、われわれに対する迫害者たちには永久に恥辱を与えることとなるさまざまな事実を力強く記述する筆先から真理がほと

ばしり出るのを、われわれが生きているうちから目にしてきた。歴史は、われわれの名を名譽ある言葉で刻み込んでくれるであろう。その上、犯罪者呼ばわりされている私を取り囲んでいる人びとは誰と誰なのであるか。ドゥルエであり、ルベルティエである。……ああ。共和国にとって何と大切な名前であることか。……彼らは私の共犯者なのである。……友よ。この階段席〔法廷内の被告人席〕ですぐ傍から私を取り囲んでくれている諸君。諸君もまた何者なのであるか。……私には諸君のことが分かつている。諸君はほほすべて、この共和国の創設者であり、断固とした支持者なのである。諸君が有罪を宣告されても、私が有罪を宣告されても、私には分かつていることであるが、われわれは最後のフランス人であり、最後の精力的な共和主義者なのである。……王党派によるおぞましい恐怖政治 *terreur* が、いたるところでその刺客を徘徊させようとしている。……隷属状態に耐えてまで生き長らえるよりも、わが同胞市民を隷属状態から守るために死ぬ、という榮譽を獲得する方がよいのではないであろうか。……ああ。私の子供たちよ〔彼〔バブーフ〕の目からは涙が流れた（この（ ）内の記述はブオナローティのもの）〕。お前たちに述べておかねばならない苦い後悔がひとつだけある。それは、あらゆる善の源泉である自由をお前たちに残すことを目差して尽力しようと強く望んだにもかかわらず、私が死んだ後には隷属状態が残るのを目にすること、そして、お前たちをあらゆる災厄にさらされるままにすることである。私は、私の愛国的な美德、圧政に対する私の徹底した憎悪、平等と自由の大義に対する私の熱烈な献身、人民に対する私の激しい愛をお前たちに残すことさえしたくはない。お前たちに大変な不幸をもたらす贈り物をする事となるからである。間違ひなく樹立されようとしている王党派による抑圧の下で、お前たちはそれらの贈り物をどう用いるのであろうか。私はお前たちを隷属状態のままに残すのであり、こうした想念だけが、私の最後の瞬間に私の心を引き裂くこととなるだろう。そうした場合には、私はお前たちの奴隷状態をいっそう辛抱強く耐え忍ぶための助言をお前たちに与えるべきなのであろうが、しかし私にはまったくできそうにないと感じている」〔共和暦第五年フロレアル一六日（九七年五月七日）の公判〕と。

事実に関する設問

法廷は、陪審員たちの評議に付されており、また、陰謀を實際に行なつたかどうか、および各被告人が陰謀に対して加担したかどうかにのみ係わる当初の設問に、陪審員団長（レ・バヤード）の申請 *requisite*（共和曆第五年プレリアール四日（九七年五月二三日）の公判）に基づいて、「一七九三年憲法」の復活の教唆を旨差す文書ないしは口頭による煽動に係わる別の設問を付け加えた（プレリアール五日（五月二四日）の公判冒頭での決定）。こうした追加は、訴追証書の中にますます不法な変更をもたらしたのであって、それゆえ、法廷は直ちに、当事者たちには一度として釈明が許されてこなかったさまざまな文書を陪審員たちによる審理に付した。これに関して幾人かの被告人が申立てた不服 *plaintes* は、その点では国家訴追官たちの意見 *avis* の支持を受けはしたが、聞き入れられることはなかった。

意図に関する設問

意図 *intention* に関する設問の提出のされ方に対して、しかも彼らには憎悪のこもつた不公正さがあると思われたやり方に対して、被告人たちは激しく抗議したが、やはり成功しなかった。法律は、いかなる場合にも陪審員は、確たる事実と立証された被告とを確認した後、「私には、彼（被告人）はかくかくの事実を、悪意をもつて *méchamment*、また故意に行なつたように思われる、もしくはは思われぬ」と付け加えることを命じていた（共和曆第四年ブリュメール三日（九五年一〇月二五日）の「犯罪および刑罰の法典（罪刑法典）」第六篇三九七条）のであって、これに違反すれば無効となるのであった。被告人たちが固執したのは、とりわけこの悪意をもつて、という副詞についてであつた。なぜなら、彼らはそこに、仮定的に陰謀を正当化した際のさまざまな動機の内正統性について審理するよう、陪審員団が要請されていることを見て取つたからである。

まさに意図に関する設問について、被告人たち（発言者について特定できず）は以下のように陪審員たちに訴えかけ

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀（九）

つづ、意見を表明した。「自分の心の奥底に立ち入ってみていただきたい。そうすれば、「これらの人びとは要するに同類たちの幸福だけを夢想していた」とあなた方に呼びかけるかすかな声を感じられるであろう。……被告人全員にとって、革命というものは、個人的利益のための駆け引きではなかった。皆さん。革命を人類にとって重要な出来事と見做していた人びとがいたことを見抜いていただきたい。それは彼らにとつて、完全な自己放棄を通じてさまざまな便宜や財産や休息そして生命をも犠牲にすることのできる新たな宗教となつていた、ということをよくよく肝に銘じていただきたい。……自由の友に刑を課すことは、国王たちに手を差し伸べることである。……あなた方は自由を裁いている。しかし自由は殉教者たちと彼らのために復讐する人びととを次々ともたらした。高潔な情熱が押し殺されるときには、自由が燃え立たせている人びとに自由のために身を捧げている人びとの血まみれの頭を差し出すときには、自由は消えてしまう。……訴追官たちは、たとえわれわれの論拠が正しいとしても、被告人たちを決意させたさまざまな動機に留意することも、また一七九五年憲法を覆す意図以外の意図を見出すこともできない、と申立てた。この奇妙な主張が認められるとすれば、フランスにはもはや陪審制度も、祖国も存在しない。まず、現行憲法を覆すことにはなく、正統な権力機関の転覆に対してこそ、陪審員たちは注意を向けねばならないであろう。その理由は、陪審員たちには、現在の政府に反対する行動を取る際に、真正正銘の法のために行動していると確信している人に対して有罪を宣告しうるのであるうか、という点にある。そうした場合には、純粋な精神の持ち主たちにとつて陪審制度をきわめて貴重なものとして、善あるいは悪についてのあの内面の感情は、結局どうなつてしまふのであろうか。意図に関する、また宥恕事由に関する設問によつて、自然法の準則 *principles* と実定法の準則との間にきわめてしばしば生じる矛盾を調整するために、法が払っている配慮は、結局どうなつてしまふのであろうか。祖国への愛と祖国への献身とを被告人たちの内心における主要な情状として考慮することを人民の代表〔陪審員〕たちに命じている、人民のための最高規範は、結局どうなつてしまふのであろうか〔共和暦第五年プレリアール五日（九七年五月二四日）の公判における発言と思われる〕

と。

幾人かの陪審員は被告たちと力を合わせて、意図に関する設問が法律に定められた形式にのっとりて提起されることを要求した。しかしそれは無駄に終わった。自らの方式に固執する高等法廷は、それらの設問を「被告は、陰謀を企てるか、あるいは教唆する意図で、陰謀を企てたか、あるいは教唆を行なったか」という表現に限定した。こうして、情意性 *moralité* 「犯罪の構成要件に関する犯意のうち、意思的・情意的なもの」に係わる審理はすべて差し止められたのである（ブレリアール五日〔五月二四日〕）。

陪審員団の評決

一六人の陪審員が存在した。四人の陪審員が無罪を言い渡すには十分であった。しかし、被告人たちに終始好意的だったのはわずか三人だけであった。人生を享受することをやめたことが分かっていたことからわれわれが選任したゴージェイ・ビヨザはそのうちのひとりであった。彼は人民に忠実であり続けたのであるが、誰も有罪を宣告されずにすむかどうかは、彼には如何ともしがたいことであった。

にもかかわらず、陰謀に関する設問すべてに對して否定的な結論が下された（陪審員団が合議を終えたのはブレリアール六日〔五月二五日〕未明のこと）。しかし残念なことに、一二人の陪審員によって、「一七九三年憲法」の復活を煽る口頭および文書による教唆がなされ、かつ、パブーフ、ダルテ、ブオナローティ、ジェルマン、カザン、モロワ、ブロンドー、ムネシエそしてブワン（最後の二人は欠席裁判）がそれに加担していた、との認定がなされた。そのうち最初の二人（パブーフとダルテ）は減刑事由〔情状酌量の余地〕は認められず、また残り「七人」についてはそうした情状が認められた。

共和暦第五年ブレリアール七日〔九七年五月二六日〕の明け方から、太鼓の連打音、大砲の音、そして部隊のただな

らぬ動きが、ヴァンドームの住民たちに対して、彼らが見守ってきた劇的事件の悲しい大詰めを予感させた。

刑の宣告

出廷していた上記七人の被告人〔逮捕を免れ、裁判には欠席状態であったムネシエとブワンを除いた七人〕に対しては、すべてが彼らの最期の近いことを告げていた。彼らは陰鬱な静寂に包まれた法廷に最後の出廷を行なった。大勢の不安げな人びとが法廷を満ちしており、その通路はすべて強力な軍事装置によって警備されていた。

陪審員団長の興奮した声で運命の評決が読み上げられた〔共和暦第五年ブレイアール七日（九七年五月二六日）午前四時以後〕のに続いて、訴追官の側から二人の被告人について死刑の、そしてそれ以外の全員について流刑の求刑が行なわれた。

最後の試みがなされた。ひとりの弁護士〔レアル〕の助けを借りつつ、被告人のひとり〔ブオナローテイ〕が、国家訴追官たちが適用を要請したばかりであった〔共和暦第四年ジュルミナル二七日（九六年四月二六日）の法律〕〔第二章訳注〔77〕を参照〕は出版の自由を禁止していたのであり、それゆえ、この種の法律はすべて最大限一年間しか効力をもたないとする憲法の条文に従って、効力を失っている、という理由に基づいて、全員の無罪放免を宣言するよう強く法廷に要求したのである。

法廷はその要求をまったく気に留めなかった。法廷〔裁判長はガンドン〕は、バブーフおよびダルテに対して死刑を宣告し、他の七人には「祖国から遠く離れた、焼けるように暑い、殺人的風土の下で不幸な人生を送るよう」言い渡した〔五月二六日午前九時頃〕。

バブーフとダルテが自刃。騒ぎ

直後に大騒ぎが聞こえた。バブーフとダルテが自分を「短刀で」刺したのである。いたるところから「彼らが殺された」という叫び声が上がった。ブオナローティは抗議の声を上げ、人びとに訴えた。傍聴人たちが動きを見せたために、一〇〇丁の銃剣が彼らに向けられ、直ちに彼らを抑え込んだ。憲兵隊が流刑者たちを拘束し、サーベルで彼らを脅し、瀕死の仲間ともども公衆の目に付かないところへ連れて行つた。

しかし死刑を宣告された二人は、彼らの短刀が脆くて折れてしまったために、命を絶つことができなかった。彼らは、自ら付けた傷が原因の苦痛の中で耐えがたい一夜を過ごした。刃の破片がバブーフの心臓近くの傷に埋まったままだった〔バブーフは医師の手当てを拒否〕のである。

凄惨な処刑

彼らの勇気は少しも変わらなかつた。そして、良心にやましいところがなく、毅然としていた彼らは、凱旋式に向かうかのように処刑台に進んだ。死の一撃を受ける直前に、バブーフは人民に対する彼の愛について語り、自分の家族の保護を人民に依頼した。

これらの高潔な平等の擁護者が命を失ったとき〔逮捕から一年と二週間後、共和暦第五年ブレリアール八日（五月二七日）午前五時過ぎ〕、ヴァンドーム中が喪の悲しみに包まれた。切斷された彼らの死体は人非人たちによって死体置き場に投げ捨てられたが、付近の農民の手で手厚く埋葬された。

ヴァディエ

五六人の被告が無罪を宣告された。その中には元公會議員のヴァディエ（第二章原注（2）の補注（*3）を参照）

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀（九）

八九（587）

が含まれていた。彼に対して高等法廷はある措置命令判決 *Meisme* を下したが、その明白な不当性について指摘しておくべきである。この不運な老人（ヴァンドーム裁判時に六一歳）は、有害な結果をもたらしたテルミドル以前に、保安委員会委員長という厄介な職務を公明正大に果たしたのであるが、革命および正義の敵たちの理不尽な憎悪を買っていたのであり、かろうじて血なまぐさい断罪を免れたばかりであった。しかし、そのとき当局は、彼を再び断罪するための新たな口実を手に入れた。彼が陰謀をまったく知らなかったにもかかわらず、また、彼に対する嫌疑は何ひとつ上がっていなかったにもかかわらず、彼は逮捕され、数多くの危険の中をトゥルーズからパリまで連行され、告発され、ヴァンドーム高等法廷に起訴された。口頭弁論の過程で、彼は自分の公務遂行を正当化しようと試みたが無駄であって、発言権をも奪われてしまった。それにもかかわらず、彼を無罪放免せざるをえなかった。ところが、彼を釈放しつつも、引き合いに出された理由によれば、彼を流刑に処する公会のデクレが存在することに鑑み、彼の拘留を続行する、との命令が発せられたのである。読者には信じられるであろうか。そのデクレは取り消されており（共和暦第四年ブリュメール三日（九五年一〇月二五日）のいわゆる大赦法による）、もはや存在していなかったのである。しかも、法律によって無謬性を付与された、共和国の最高法廷（上級審をもたない *Premier Tribunal*）の構成員たちが、恣意的に、しかもその点について当事者（ヴァディエ）に質問することもなく、長期にわたる、そしてブリュメール一八日の大罪が終止符を打たなかったならば、終身刑ともなったきわめて重い刑を言い渡したのは、かくも容易に立証できる事実誤認によるものだったのである。

サン＝ロ市当局の高潔さ

間もなく、出廷していた五人の流刑囚は、ヴァディエとともにシェルプールの錨泊地入り口の裸島に建設された要塞に収容された（共和暦第五年メシドル一四日（九七年七月二日））。彼らは、鎖につながれ、格子のはまった檻に閉じ

込められて、あるいは罵詈雑言や脅しを浴び、あるいはきわめて感動的な情愛や尊敬の証を受け取りつつ、その長い道程をたどった。ファレーズ〔カルヴァドス県、カインの南方約三〇キロ〕、カイン〔ノルマンディー地方カルヴァドス県の県庁所在地〕そしてヴァローニユ〔マンシュ県、シェルブールの南方約二〇キロ〕では彼らは途方もなく危険な目に遭遇したが、メルロー、アルジャンタン〔オルヌ県の郡庁所在地〕そしてサン＝ロ〔コタンタン半島中央部にあるマシユ県県庁所在地〕では好意的に迎えられ、榮譽をたたえられた。この最後の都市では、市長を先頭に自治体執行部 *corps municipal* が彼らに賛辞を述べ、彼らを「われわれの不幸な仲間たち *mes camarades*」と呼びながら抱擁した。市長は、「あなた方は人民の諸権利を擁護した。すべての善良な市民にはあなた方を愛し、あなた方に感謝する義務がある」と語った。県議会の命令〔アレテ〕によって、彼らは県議会の議場に泊まることとなったのであり、そこでは彼らに対して惜しみなく扶助と慰めの言葉が与えられた。

ヴァンドームの人びとの優しさ

長い間にわたって、ヴァンドームの善良な住民は、同情の念を表しながら平等の殉教者たちの墓地を旅行者たちに指し示していた。

原注

- (一) 出廷していた被告人は、バブーフ、ダルト〔第二章原注(15)を参照〕、ジェルマン〔序言〕の訳注〔6〕を参照、ブロンドール〔序言〕訳注〔11〕を参照、コルタリス、フロサール、モナールの未亡人、ブオナローティ、ソフィー・ラビエール、グラール、ミュニエ、マサール〔第二章の訳注〔13〕を参照〕、レボワ、フィヨン〔第三章の訳注〔18〕を参照〕、コシエ、ネイエ、ブーダン、ジャンヌ・ブルトン、ヴァディエ〔第二章の原注(2)への補注〔3〕を参照〕、

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀(九)

レニユロ〔第三章の訳注〔46〕を参照〕、トゥロット^{トット}、ランベール^{ベール}、ランベルテ^{ベルテ}、ポトフ^{ポトフ}、モレル〔第三章の訳注〔10〕を参照〕、デュフル〔第二章の訳注〔68〕を参照〕、モロワ〔第三章の訳注〔17〕を参照〕、クレレックス〔第三章の訳注〔3〕を参照〕、アマール〔第二章の訳注〔52〕を参照〕、フィリップ〔第二章訳注〔44〕を参照〕、カザン〔第三章訳注〔12〕を参照〕、ニコル・マルタン^{マルタン}、タフロ^{タフロ}、ドウルーワン^{ドウルーワン}、ロワ^{ロワ}、ピエ^{ピエ}、ブルト^{ブルト}、ディディエ〔第一章の訳注〔65〕を参照〕、アントネル〔第二章の訳注〔31〕を参照〕、アントワヌ・フィケ^{フィケ}、リコール〔第二章の訳注〔45〕を参照〕、ティエリ^{ティエリ}、アデライド^{アデライド}・ランベール^{ランベール}、ヴェルニユ^{ヴェルニユ}、父〔大〕デュブレ^{デュブレ}、息子〔小〕デュブレ^{デュブレ}、クレバン^{クレバン}。

欠席していた被告人は、ドウルエ〔序言〕の訳注〔3〕の補注〔*1〕を参照、ランデ〔第四章の訳注〔6〕を参照〕、ヴァクレ^{ヴァクレ}、クロード・フィケ〔第三章の訳注〔12〕を参照〕、ギレム〔第三章の訳注〔12〕を参照〕、クレティアン^{クレティアン}、モニエ^{モニエ}、レ〔第三章の訳注〔2〕を参照〕、ムネシエ〔第三章の訳注〔11〕を参照〕、モナール^{モナール}、ボード^{ボード}、フワン〔第二章の訳注〔14〕を参照〕、バラ^{バラ}、ボドソン〔第二章の訳注〔11〕を参照〕、ルベルティエ〔第二章の訳注〔32〕を参照〕、ロシニョル〔第三章の訳注〔25〕の補注〔1〕を参照〕、ジョリ^{ジョリ}、コルドバール^{コルドバール}。

〔*1〕 コルダース、ジャック（通称ブルジョワ）Jacques Cordas (dit Bourgeois)（マンシュ県サン＝ロ生まれ。生年不詳なるも、裁判時に四〇歳〜一八〇七年カイエンス）。コルドリエ・クラブのメンバー、バリ総評議会のメンバー、エペール派。ロンバール・セクシヨンのエクリヴァン街（サン＝ジャック塔北、現在のリヴァリ街の一部をなしていた）八番地に居住。幾度か逮捕歴。「陰謀」には加担していなかったが、ヴァンドーム裁判に。無罪放免。共和暦第九年にオレロン島に再取監。〔*2〕 フロサール Fossard（オリジナル版、エディション・ソシアル版ともフロサールとしているが、『ヴァンドーム高等法廷口頭弁論記録』ではフォサール。フォサール、ピエール・ルイ・オーギュスタン Pierre Louis Augustin Fossard（生没年不詳、裁判時に五〇歳）。シェルブールで時計屋。コルドバール〔補注〔*35〕を参照〕およびレボワ〔補注〔*7〕を参照〕とともに警察大臣コシオンに対して告発が提起され、逮捕。ヴァンドーム裁判にかけられたが、無罪放免。

〔*3〕 モナールの未亡人（原文ではムナール Mounard となっているが、『口頭弁論記録』ではモナール）。モナール、マリールイーズ・アルバン Marie-Louise Albin Monard（セーヌ＝エ＝ワーズ県フェリエール生まれ。生没年不詳なるも、裁判時に四八歳）。サン＝ドニ街三番地に住所。夫〔補注〔*31〕を参照〕が警察隊員を宿泊させ、食事をさせていたのを手伝い。逮捕され、ヴァンドーム裁判にかけられたが、無罪放免。夫はクルネル兵営事件で処刑されていたので、ヴァンドーム

裁判時には寡婦であった。

〔*4〕 マリソフィー・ラビエール Marie-Sophie Lapiere (一七七一一年一〇月?)。モナール(補注〔*29〕を参照)の姪。ニエール県コーヌシユルロワールで公民証を二度受けた愛国者。パリに出て、叔母のモナール宅(サンド二街三番地)で生活。共和暦第四年に入ってキャフエ・パン・シノワで歌い手に。「フ、オパール用の新しい唄」や「平等派の唄」(以上二つの唄については、第一七三号所収の「証拠書類 一三(補)」を参照)などを歌った。逮捕。起訴状によれば、ソフィーはブルトン(補注〔*20〕を参照)の居宅や彼の営む居酒屋での集まりに参加し、仲間を鼓舞していた、とされる。ヴァンドーム裁判に付されたが、無罪。

〔*5〕 グラール、ジャンバティスト Jean-Baptiste Goulard (裁判時に四一歳、共和暦第一四年メシドールに没)。印刷工。オブセルヴァトワール・セクシヨンの革命委員会のメンバーであって、逮捕されたとき同セクシヨンの警察署長。住所はサンジャック街三二六番地。共和暦第三年末に獄中で「陰謀」指導者たちとの出会い。「蜂起」成功後の国民公会ではパリ県からの議員に予定されていた。ヴァンドーム裁判では二通の証拠書類を自ら認めたが、無罪に。共和暦第九年ブレイアール一四日に逮捕され、オレロン島に流刑。さらにカイエンヌに送られて、当地で没。

〔*6〕 ミュニエ、ジャンアントワーヌ Jean-Antoine Mugnier (モンブラン県アヌシ生まれで、裁判時に四二歳)。洋服仕立屋でグレーヴ(市役所前)広場七番地に居住。キャフエで会ったグリゼルの密告で逮捕。ヴァンドーム裁判に告発されたが、「陰謀」発覚前のさまざまな集会・会議に出席したことがなく、無罪放免。

〔*7〕 レボワ、ジャンフランソワ Jean-François Raybois (生没年不詳なるも、裁判時に四五歳、シエルブル出身)。元税関管理官。警察はレボワの居宅で『護民官』紙を発見。シエルブルの起訴陪審は一見書類をパリに。ヴァンドーム裁判にかけられたが、陰謀に係わった証拠がなく、無罪放免となった。

〔*8〕 コシエ、フランソワノルベール Daniel Franois Norbert Daniel Cochet (不詳)。元軍薬剤師助手。九三年一〇月にパドドカレー県サントメールの監視委員会に参加、九四年六月には当地の山岳派クラブの議長。トゥロット(補注〔*12〕を参照)やタフロロー(補注〔*17〕を参照)とつながり。アラスで投獄され、釈放後、トゥロットの世話に。『護民官』紙を予約購読。トゥロットとモベル広場(現在のバリ第五区)の家に住んでいるところを九六年六月二日に逮捕。ヴァンドーム裁判では無罪。その後もかつての同志と接触。

平等をめざす、いわゆるパブーフの陰謀(九)

九三(591)

〔*9〕 ネイエ、ジャック・グレゴワール Jacques-Grégoire Navez (一七六九年三月パド・カレール県モンルイユ・シュル・メール?)。アラス監獄でパプーフおよびジェルマンと知り合った。ジェルマンは、ネイエを信用しないよう、パプーフに助言。しかしパプーフらを知ったことから、「陰謀」との係わり。無罪。

〔*10〕 ブーダン、フランソワ・ポール François-Paul Boudin (裁判時に四七、四八歳)。木ろくろ師。モンルイユ・セクシオンに含まれるフォブール・サン・タントワヌのマルグリット街三六番地に居住。極貧の生活。ポスターを貼るための杭を作成していた。無罪。

〔*11〕 ジャンヌ・ブルトン Jeanne Breton (旧姓アンシヨ Anstot。ヴォージュ県チュリニ生まれて、裁判時に三五歳)。ゲラン・ボワソ街(現在のバリ第二区、フォロム・レ・アルの北、バレストロ街とサン・ド二街との間)四番地に居住。夫ジャン・パテイスト・ブルトン Jean-Baptiste Breton (補注〔*20〕を参照)は、警察隊に編入される兵士も立ち寄った居酒屋を営んでおり、妻ジャンヌはその手伝い。ヴァンドーム裁判では「陰謀」についての関与を否定。無罪に。

〔*12〕 トウロット、ウスタシシュールイ・ジョゼフ Eustache-Louis-Joseph Toulotte (九三年に二〇歳)。サン・トメールの山岳派クラブの書記、アラス革命裁判所の陪審員。教会の即時閉鎖を主張。共和暦第四年にクロ・カイユール陸軍病院(シャン・ド・マルスの北方)で薬剤師。同郷のコシェ(補注〔*8〕を参照)に宿を提供。共和暦四年アレリアール四日に解職。ジェルミナルに『護民官』紙を予約購読、その第四〇号(共和暦四年ヴァントーズ八日(九六年二月二六日)発行)にサン・トメール人民協会の意見が掲載された。イタリア方面軍に加わるようにとの命令を受けたが、パリに留まる。コシェとともに逮捕され、ヴァンドーム裁判に。無罪。共和暦第九年ニウォーズに流刑判決、オレロン島で監視下に。脱走するも逮捕され、サン・トベラジ監獄に。カイエンヌ送りは幸運にも免れた。ブリュメールのクーデタ後、さまざまな省の局長を務め、一八一一年にはリヨンの警察本部長に、王政復古まで。「百日天下」の一五年五月にはパラン県サヴェルヌの郡長に。

〔*13〕 ランベール、ジャン・ピエール Jean-Pierre Lambert (バリ生まれで、裁判時に五三歳)。元金属細工師でアミ・ド・ラ・パトリ・セクシオン、サン・ド二街五四番地に住所。バリ第六区の助役。蜂起成功後のパリ市総評議会議員として名前が挙げられていた。逮捕されて、ヴァンドーム裁判に。無罪。

〔*14〕 ランベルテ、テオドール Theodore Lambert (セーヌ・エ・マルヌ県プロヴァンの生まれ。裁判時に二八歳)。ムラン

(パリから約四〇キロ南東方、セーヌ河に面した都市)で印刷屋。パリでの住所はサン・マルタン街。バブーフの新聞やポスターを印刷したことを理由に逮捕され、ヴァンドーム裁判に。印刷の事實は認められたが、陰謀との関係は否定。無罪放免。

[*15] ポトフ、タヴィッド・ポリカルプ David Polycarpe Potofeu (一七六一年エーヌ県サン・カンタン〜一八二一年ラナン)。ロベスピエールと同郷にして同級生(アラスのオラトリオ修道会学校あるいはパリのコレージュ・ルイ・ルイ・グラン)。ラン・Laonに居住し、弁護士。九二年にラン・ディストリクトの総代理 procureur-syndic に、また同年九月にエーヌ県から国民公会議員に選出されるも、一月に辞任。共和暦第二年には公安委員会警察局に所属。共和暦第三年ブリュメールに恐怖政治家として革命裁判にかけられたが無罪。「陰謀」事件がラン裁判所に報告されたとき、ポトフは支持を表明。後に「陰謀」に好意的な人物リストに記載されていることを知った。無実であることを知りつつ、自ら出頭、投獄。ヴァンドーム裁判では無罪。放免後、ランで弁護士に復帰。

[*16] ニコル・マルタン Nicole Martin (ジャン・マルタンの妻で、旧姓はポニヨン Pognon、「口頭弁論記録」ではポワノ Poynot) (旧ロレーヌ県ストウネの生まれ。裁判時に四七歳)。グラヴィリエ・セクシヨンのフォンテーヌ・デュ・タンブル街(現在のパリ第三区)で青果商。娘と同棲していたドゥルワン(補注[*18]を参照)を何度か宿泊させていたことから、「陰謀」を知っていた。ヴァンドーム裁判にかけられたが無罪。

[*17] ルイ・タフロー Louis Taffrouau (一七六七年四月バッド・カレール県サン・トメル〜一八四〇年六月サン・トメル)。靴下製造業を営む。サン・トメールの監視委員会のメンバー、北部方面軍への人民代表に選任されたが、恐怖政治家として武器を取り上げられ、投獄。アラス監獄でバブーフらと知り合った。共和暦第四年ヴァンデミエールに釈放されるが、フリメールに再投獄、ブリュヴィオーズ二八日(九五年二月一七日)までサン・トメル監獄に。バッド・カレール県重罪裁判所付きの訴追官は警察大臣コシオンに対し、同県での「陰謀」組織の存在を指摘し、タフロー、コシエ(補注[*8]を参照)そしてトゥロット(補注[*12]を参照)の三人の名前をあげていた。タフローはフロレアル二四日(九六年五月一三日)にパリで逮捕され、ヴァンドーム裁判に。無罪放免。

[*18] ドゥルワン、ジャン・シャルル Jean-Charles Drouin (裁判時に二五歳)。織工、元警察隊の射撃兵。住所不定。モナール(補注[*31]を参照)およびその姪(補注[*4]を参照)と知り合ったことから、逮捕されるが、ヴァンドーム裁判で無罪。

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀(九)

〔* 19〕 ロワ、モーリス Maurice Roy (九六年に三〇歳)。ロシュフォール(大西洋岸、シャラント＝マリタイム県)で時計屋。不法な文書連絡をしていたとして当地で逮捕され、パリに移送され、「陰謀」の逮捕者とともにヴァンドーム裁判に無罪放免。

〔* 20〕 ブルトン、ジャン＝バティスト Jean-Baptiste Breton (オート＝セーヌ県生まれで裁判時に三二歳)。『護民官』紙を予約購読。ゲラン＝ボワツソー街(現在のバリ第二区、フォロム・レ・アルの北方)四番地で警察隊に編入される兵士も立ち寄った居酒屋を営んでいた。妻ジャンヌ(補注〔* 11〕を参照)は彼らを迎えていた。ヴァンドーム裁判では「陰謀」については知らなかったと主張し、無罪に。

〔* 21〕 フィケ、アントワーヌ Antoine Fiquet (ヴァランス生まれ。生没年不詳なるも、裁判時に三四歳)。シャルロ街(現在の第四区、ロアン館の北方)一一番地に居住。ヴァンドーム裁判にかけられたが、無罪。

〔* 22〕 テイエリ、フランソワ François Thierry (ロワレ県ジャンジャン生まれ。裁判時に四二歳)。靴直し。ヴィエイユ＝モネ街(サン＝ジャック塔の北)六番地に居住。婦人靴製造業。モナール(補注〔* 31〕を参照)とともに警察隊員を世話。居室に弾薬があった。告訴されたが、無罪。

〔* 23〕 マリ＝アデライード・ランベール Marie-Adelaide Lambert (パリ生まれ。裁判時に二五歳)。ヴィエイユ＝デュタンプル街(現在のバリ第三区と第四区にまたがる)に居住。キャフエ・パン・シノワでの集会に参加し、ダルテなどを知る。逮捕され、起訴。家宅捜査で、バブーフの新聞や小冊子が大量に見つかった。裁判では無罪。

〔* 24〕 ヴェルニユ、ピエール Pierre-Nicolas Vergne (ワーズ県アニエールの生まれ。裁判時に三八歳)。ファヴァール街(現在のバリ第二区オベラ・コミック座近く)四五六番地に居住。ルベルティエ・デイヴィジョンの警察署長 commissaire de police。元バリ総評議会メンバーであったことから、テルミドール九日の後に法の保護の外に置かれ、逮捕。『護民官』紙を予約購読。キャフエ・パン・シノワでの集会などを通報しなかったとしてヴァンドーム裁判に、「陰謀」について何も知らなかったと抗弁して無罪に。

〔* 25〕 父「大」デュブレ、モーリス Maurice Duplay (裁判時に五九歳〜一八二〇年没)。木工細工経営者。サン＝トノレ街五九番地(現在の三九八番地)に居住。革命裁判所の陪審員であったが、不熱心。ロベスピエールを寄宿させていた。テルミドール九日後に逮捕された。ルベルティエの、また隣人のデイディエの友人。ブレシ監獄でブオナローティと知り合う。

ヴァンドーム裁判にかけられたが、無罪。

〔*26〕 息子のデュブレ (ジャック・モーリス Jacques-Maurice) (口頭弁論開始時に一九歳近く)。父と同じくテルミドール後に逮捕され、プレシ監獄でブオナローティなどと知り合う。ヴァンドーム裁判では「陰謀」について知らないと言張し、無罪。

〔*27〕 クレパン、ピエール・ジョゼフ Pierre-Joseph Crépain (ou Crespin) (オルヌ県ポンドヴィック生まれで、裁判時に三四歳半)。グラヴィリエ街 (現在のバリ第三区) 三〇番地に居宅。指物師。グラヴィリエ・セクションで指導的役割。「陰謀」では郵便関係の管理を任されることとなっていた。しかし「陰謀」に加担した証拠はなく、無罪に。

〔*28〕 ヴァクレ、ジャン・マルタン Jean-Martin Varet (フランス革命が始まったとき、二五歳)。サン・タントワヌ街 (キャーンズ・ヴァン・セクシオン) 二一番地で靴下製造・販売。ブーダン (補注〔*10〕を参照) の義弟。サン・キュロット派で共和暦第二年には革命代表委員 commissaire révolutionnaire。『護民官』紙を予約購読。「陰謀」の中ではカザンを補佐。蜂起成功後の新しい国民公会ではオルヌ県を代表することとなっていた。キャフェ・パン・シノワでの会合に出席。ヴァンドーム裁判に付されたが、欠席裁判で無罪に。その後、共和暦第六年にキャーンズ・ヴァン・セクションで煽動。一八〇〇年一二月の第一統領 (ボナバルト) 襲撃事件の後、セシエル島に流刑、一八一一年に帰国。

〔*29〕 クレティアン、ピエール・ニコラ Pierre-Nicolas Chretien (裁判時に三四歳)。サン・ドニ門近くのヌーヴ・サン・マルク街でカフェを経営。住所はコメディー・イタリエンヌ広場。ルベルティエ・セクションで指導的役割。『護民官』紙を予約購読。陰謀家たちの会合場所として用いられたことから、「陰謀」の企てに通じていた。また、総裁バラースとつながりがあった模様。ヴァンドーム裁判に付され、欠席のまま、無罪に。共和暦第七年にはマネージュ・クラブで活動、彼のカフェは最後のジャコバン派の結集場所に。共和暦第九年に逮捕され、セシエル島に流刑の判決。コモロ諸島沖合で投身自殺。

〔*30〕 モニエ Monnier (生没年不詳)。銃剣帯製造工。ヴァヌリ街 (サン・ジャック塔の東。現在のヴィクトリア大通り開通) にもなつて一八五四年に消滅) 四六番地に住所。グリゼルによって、カフェで革命的な話をし、重要な集会について語つたとされ、ヴァンドーム裁判に。欠席裁判。「陰謀」メンバーの名簿に記載されておらず、無罪判決。

〔*31〕 モナール、ジョゼフ Joseph Monard (原文ではムナール Mounard) となつてゐるが、『口頭弁論記録』ではモナール。一七九六年一〇月一〇日パリ)。帽子製造業。サン・ドニ二番地に居住、ボン・コンセユ・セクションに所属。共和

平等をめざす、いわゆるパブーフの陰謀 (九)

和暦第四年ヴァンデミエール二、一三、一四日には共和国と国民代表制防衛のために活躍。ティエリ(補注[*22])を参照)とともに警察隊員の世話。「陰謀家」リストに載せられ、ヴァンドーム裁判にかけられた。しかし欠席裁判。その後グルネル兵営内で活動、フリユクティドール二三日(九六年九月九日)の夜のグルネル兵営事件で逮捕された一三二人のうちのひとり。軍法会議の結果、処刑。被告人死亡のままヴァンドーム裁判にかけられた。

[*32] ボードBaille(生没年不詳)。住所はバジュヴァン街(現在のバリ第二区エティエンヌマルセル街とモンマルトル街の間)。アミ・ド・ラ・パトリ・セクションで元警察署長。「陰謀」ではバリ市当局の管理職に擬せられていた。ヴァンドームでは欠席裁判で無罪。

[*33] バラン・デュ・メル Parrein (ou Parein) du Meunil (一七五五年セヌヌエワーズ県メルヌオーブリー一八三一年メルヌオーブリー)。バステュー攻略に参加。九三年一〇月には革命軍の旅団長(陸軍少将)に。翌一一月からコローおよびフーシエの命を受けてリヨンの反革命鎮圧に。バランが裁判長となった軍事法廷は、三五三九人の男女・子供を裁き、一六八三人に死刑判決。九四年五月にはプレスト方面軍の参謀長に。一〇月に解任され、九五年五月には投獄。同年九月に除隊。ヴァンデミエール一三日には公会防衛に参加。一〇月に少将として軍に復帰、大西洋方面軍に。「陰謀」の共犯者として逮捕令。総裁たちに抗議の書簡を送るが、ヴァンドーム裁判にかけられた。欠席裁判で無罪に。その後再び軍に復帰し、一八一一年に退役。

[*34] ジョリ、セバステイヤンルイガブリエル Sébastien Louis Gabriel Jorry (生没年不詳、スタン出身)。元参謀副官でロシニョルの友人。「陰謀」との係わりはなかったように思われるが、ヴァンドーム裁判に付され、無罪判決。その後マネージュ・クラブに参加、元バブーフ派との接触を続けていた。

[*35] コルドパール、レミ・アンリ Rami-Henry Cordébar (生没年不詳)。アル・オブレ・セクション(後にチュイルリ・セクション)に所属。共和暦第二年ヴァントーズにアル・オブレ・セクションの総会でエペール派として告発され、保安委員会の命令によって逮捕、投獄。共和暦第三年フリユクティドールに釈放。共和暦第四年にバブーフの支持者としてレボワおよびフォサルとともにシエルブールの警察からコクションに対して告発され、逮捕。ヴァンドーム裁判に付されたが無罪。

(2) 「証拠書類 四〔蜂起総裁府の設立〕」(第一七二号所収)を参照。

- (3) 四年の後には、もはや民主政の残骸しか残されていなかった(密告による発覚・逮捕は九六年五月、裁判は九七年。九九一年一月九日、ポナバルトがブリュメール一八日のクーデタを起し、執政政府 *Consulat* 体制が成立していた)。
- (4) その後になってセーヌ県重罪裁判所が下したある判決は、問題の設問は法に違反する形で高等法院によって行なわれた、と公式に認めた。

訳注 (訳注番号は前号からの続きで表示してある)

[31] 訴追官 *accusateur* (正式には国家訴追官 *accusateur national*、検察官とも)。ヴァンドーム高等法院での国家訴追官としてくじ引きで選出(本章訳注「一」を参照)されたのは、ウイエラールとバイイであった。

[*1] ウイエラール、ルネールイマリ *Rene-Louis-Marie Viellart* (一七五四年八月マルヌ県ランスー一八〇九年二月パリ)。七四年に弁護士に、八二年にランス裁判所長補佐。八九年三月にランスから三部會議員(第三身分)に選出。九一年三月にマルヌ県から破毀裁判所判事に選任された。ルトウルヌールの後任として総裁政府入りを狙ったが失敗(フランソワ・バルテルミが後任に)。共和暦第五年フリュクティドール一八日(九七年九月一八日)の後に司法官職を失い、弁護士に。ポナバルトによるブリュメール一八日のクーデタを支持、再び破毀裁判所裁判官に。レジョン・ドヌール三等勲章を受けた。一八〇四年五月には破毀院刑事部長となり、「ナポレオン法典」の編纂にも当たった。

[*2] バイイ、ニコラ *Nicolas Bailly* (一七四九一八三二年)。弁護士、帝政下にレジョン・ドヌール三等勲章を受け、男爵位に叙せられた。

[32] 弁護士 *de la sensur*。一七九〇年九月二日、憲法制定国民議會は平等の観点から弁護士 *avocat* 身分を廃止し、特別の衣装をまとうことを禁止した(「司法組織に関するデクレ」第一〇条)であり、非公式弁護士 *de la sensur officieux* のみが存在することとなった。その後、一八〇四年三月二日(共和暦第二二年ヴァントーズ二二日)の「法学校 *ecoles de droit* に関する法律」第四章によって、法廷での弁護には資格が求められることとなり、弁護士としての衣装も一八一〇年二月一四日の「弁護士 *avocat* 業の営業と弁護士業 *barreau* の規律に関するデクレ」第五章で復活した。

なお、『口頭弁論記録』に「被告人側非公式弁護士」として記載されているのは、バリエ親子、カトリネ、モラール、レアル、ジョーム、ラフートリの七人である。 Cf. *Débats du procès instruit par la Haute-Cour de justice, scandale a*

平等をめざす、いわゆるパブーフの陰謀(九)

九九(597)

Vendôme, contre Drouet, Baboeuf (sic), et autres: recueillis par des sténographes, Paris, Chez Baudoin, Imprimeur du Corps législatif, s. d. [1797], t. I, p. 4.

[*1] バリエ親子 Ballyer père et fils (ともに生没年等不詳)。エジヌ(本章訳注 [13] の補注 [*1] を参照) が手配したヴァンドーム在住の民主派弁護人。おそらくは父バリエは、八九年三月にヴァンドームの第三身分からの陳情書 *cahiers de doléances* の共同提出者のひとり。

[*2] カトリネ、ジャン・バティスト・エティエンヌ *Jean-Baptiste-Etienne Catherine* (生没年不詳)。総裁政府から代表委員としてロワール・エ・シェール県ヴイリエ・シュル・ロワールに派遣されていた。筆耕ピエの弁護人。

[*3] モラルル *Morard* (生没年等不詳)。

[*4] レアル、ピエール・フランソワ *Pierre-François Real* (一七五七年イウリーヌ県シャトゥー(一八三四年五月パリ)。パリ西方サン・ジェルマン・アン・レの領主であるノアイユ公の領地の密猟監視人の子。学業優秀。シャトレ裁判所付き代訴人 *procureur*。革命勃発の後、パリ市の食糧補給局長に。九二年八月の革命裁判所の訴追官 *accusateur public* に。ジロンド派には批判的。寛容派 *indulgents* と見られ、九四年三月に逮捕された。テルミドール後に釈放され、非公式弁護人事務所を開設。代表委員として派遣されたナントでの大虐殺を理由に革命裁判に付されたカリエ (ジャン・バティスト *Jean-Baptiste Carrier* 一七五六〜九四年二月パリでギロチンに) の仲間の弁護を九四年二月に引き受け、成功。また九五年に『一七八九年の愛国者新聞 *Journal des patriotes de 1789*』などを発刊。この新聞は総裁政府の非公式機関紙となった。しかし「陰謀」事件に際して当局と袂別。ドゥルエの関与に疑問を抱き、また「陰謀」の現実性を否定して、ドゥルエの弁護を、その後大部分の被告の弁護を引き受けた。法律手続きに厳密で、不正を排する立場。ポナバルトを補佐し、クーデタ後に國務院 *Conseil d'Etat* 評議員に、レジョン・ドヌール勲章を受けた。一八一四年の復古王政、ルイ十八世を受け入れたが、百日天下の際には警視總監。その後アメリカに亡命。二七年にフランスに戻った。

[*5] ジョーム、アンリ *Henri Jeanne (ou Jaume)* (生没年不詳)。リコールの弁護人。

[*6] ラフートリ *LaFauterie* (生没年等不詳)。

[33] 付帯請求 (付帯申立て *incidents*)。すでに開始されている訴訟手続きの途中で提起される申立て。訴訟手続きの進行の中断または停止等の効果、あるいは訴えの内容を変更する効果を生じさせる。固有の意味での付帯申立てでは、管轄、証拠調べ、

訴訟手続きの適法性、延期の抗弁に關係する。

- [34] バブーフ、ウァディエ、レニユロの妻、そしてブオナローティの事実上の妻テレーズ・ボッジ、ポトフの妹ら。一部はエジーヌ(訳注[13]の補注[*1]を参照)宅に滞在。

[*1] テレーズ・ボッジ *Therese Poggi* (マリリア・テレサ・ボッジ *Maria Teresa Poggi*) (一七六〇年サン・レモ〜一八三七年ジュネーヴ?)。ブオナローティにはエリザベートという妻がいたが、おそらく一七九四年秋にボッジと知り合った。ボッジにも夫がいたが、九六年に離婚し、二〇年あまりの間、ブオナローティの伴侶であった。ヴァンドームでは裁判を傍聴するほか、ブオナローティに面会もし、さらにブオナローティらが収容されたシェルブール沖の要塞にも同行した。しかし一八二四年に、ブオナローティがジュネーヴ滞在中にベルギーに亡命した際には、彼は別のスイス人女性サラ・デバン (*Sarah Desbains* 生没年等不詳) を伴ったのであり、三五年にパリで亡くなるまで、このデバンが彼の傍らにいた。Cf. *Pia Omnis Rosa, Filippo Buonarroti et altri studi*, Edizioni di Storia e Letteratura, Roma, 1971, pp. 303-330.

- [35] 口頭弁論開始初日(共和暦第五年ヴァントーズ二日)の人定質問に際して、ダルテは「共和国の基本法は、私を裁く権利を諸君にあたえていない」と答えたのであり、最終陳述も行わなかった。

[36] 共和暦第四年ブリュメール三日(九五年一〇月二五日)に制定された、刑事訴訟法的性格の強い「犯罪および刑罰の法典(罪刑法典)」第六篇第三五八条は、近親者(父母、祖父母、兄弟姉妹、配偶者など)を証人とすることができないとする規定に続いて、同じように「訴追官及び告訴人(原告)は、通報 *dénonciation* (密告) によって金銭的な報酬を法律によって受ける犯罪が問題となっているときには、あるいは、他のいかなる形においてであれ、通報者が彼の通報の結果から利益を得ることができるときには、通報者を証人とすることはできない」としていた。

[37] 司法警察官 *officier de police judiciaire*。共和暦第四年ブリュメール三日(九五年一〇月二五日)制定の「犯罪および刑罰の法典(罪刑法典)」第一篇第二〇条および第二二条の規定から。司法警察官は、訴追官(検察官) *accusateur public* の一般的監督の下で、行政警察が阻止しえなかった犯罪 *délits* を捜査し、その犯人を法によって裁く裁判所に引き渡すことを目的とする。

[38] ことは、「証拠文書」第八輯第三四番 (Cf. *Haute Cour de justice, Copie des pièces saisies dans le local que Babeuf* (sic) *occupoit* ..., *op. cit.*, pp. 238-242) に係わっていた。この「バブーフ宅押収文書」には、「ダルテの筆跡と確認される」との

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀(九)

編者による脚注があり、また、「Tuer les cinq (五人を殺すこと)」という文言に続けて、「これらの語は抹消されているが、判読はきわめて容易 *Très lisible*」との編者注が書き込まれている (*Ibid.*, p. 288)。これら三つの単語の後には、「七人の大臣、国内軍の將軍 *général* および彼の参謀部、臨時司令官およびその参謀部 (を殺すこと)」という言葉が記されている。

共和暦第五年ヴァントーズ一七―二二日 (九七年三月七―一二日) の公判において、この証拠書類について、パブーフがコシヨンの前で略署名 *parafe* (*paraphé*) をした際にインクで汚した部分に書かれていた文言が、「Tuer les cinq (五人 (の総裁) を殺すこと)」なのか *Tous les cinq* (五人すべて) なのか、が問題となった。検察側証人として法廷に立った筆跡鑑定人 (ギヨーム *Guillaume* とアルジェ *Hanger* ら) が、筆跡とインクの色、その古さからパブーフ本人によるものであり、「Tuer les cinq」である、とする鑑定結果を証言した。これに対して被告人・弁護側からは、その根拠について強い疑義が提起され、「Tuer les cinq (五人を救う)」や *Tenir les cinq* (五人を拘束する) の可能性も指摘された。

- [39] 裁判長はガンドン。イヴ＝マリ＝ニコラ・ガンドン Yves-Marie Nicolas Gandon (一七四五年―一八三四年)。革命前にレンヌ高等法院付き弁護士。総裁政府の下で破毀院判事に、ボナパルト支配の下で元老院議員、レジヨン・ドヌール勲章を授かった。

なお、ガンドン以外の裁判官は、ジョゼフ・コフィナル Joseph Coffinal (兄ピエール＝アンドレ Pierre-André はロベスピエール派の革命裁判所メンバーとしてテルミドール後の九四年八月六日にギロチン刑に)、シャルル・パジョン・ド・シャンボディエール Charles Pajon de Chamboidière (元貴族)、オーティエ＝マシヨン Audier-Massillon (かつてエクス＝アン＝プロヴァンス代官管轄区国王裁判所の司法官 *officier legal*)。高等法廷の裁判官の選任方法については、本章訳注〔一〕を参照。

- [40] グリゼルの証言は、共和暦第五年ヴァントーズ二二日と二三日 (九七年三月二一、二三日の両日) の公判でなされた。二三日の公判の最後および二五日 (九七年三月一五日) の公判では被告人アントネルやジェルマンが、二六日にはパブーフが反論・批判・質問を展開した。

- [41] 証言を行うためにやってきた警察のイヌ。 Cf. *Décrets du procès instruit par la Haute-Cour de justice, séance à Vendôme ... op. cit.*, t. 1, pp. 122-124 に「通報者」グリゼル、筆跡鑑定人のアルシェおよびギヨーム、警部マン、元警察隊員のムニエおよびバルビエなど、総勢三一人からなる検察側証人名簿が掲載されている。

[42] ジャン・バティスト・ムニエ Jean-Baptiste Meunier (裁判開始時に一九歳)。第二二竜騎兵大隊(タルネル兵營)所属の兵士。警察隊の蜂起に向けて工作。「陰謀」発覚後逮捕され、九六人の警察隊員とともに叛乱のかどで軍法会議にかけられ、一〇年間の投獄刑を受け、ビセートル監獄に拘留されていた。

[43] ジャン・ノエル・バルビエ Jean-Noël Barbier (裁判開始時に二二歳)。警察隊第二大隊の隊員。アントワーヌ・フィケ(第六区工員クロード・フィケの兄弟)とつながり。前項のムニエと同じ理由でビセートル監獄に拘留中。その後、マネー・ジュ・クラブとの関係、また、一八〇〇年五月にも平等派残存分子としての活動の記録がある。

[44] 市民総体 *universalité des citoyens*。この言葉は、「九五憲法」の「人権宣言」第一七条の「主権は本質的に市民総体に存する」からのもの。

[45] オリジナル版、エディシオン・ソシアル版ともに「証拠書類 二三」とするが、その文書は「金持ち宅に貧困者の住居を提供する」ことに関するものである。文書名からすれば「証拠書類 一一」(護民官から国内軍に宛てた請願書)が近いが、これはパプーフの手になる。「証拠文書」番号第七輯第一四番 (Cf. Haute Cour de justice, *Copie des pièces saisies...* op. cit., pp. 88-91) を指していることから、「証拠書類 一七」(兵士に対する声明)とするのが正しい。

[46] 英訳版では「私を……その正式な意思の構成員として受け入れてくれた」としている。ポオナローティがフランス国籍を与えられた(九三年五月二七日のデクレでフランスに帰化)ことを指す。

[47] Cf. *Discours prononcé par Buonarroti, devant la Haute-Cour de justice, sur la Constitution de 93, et sur un projet d'adresse aux soldats*, Paris, Imprimerie de l'Ami du peuple, 1795, 20 p.

[48] 当地で発行されていた一新聞。エジューヌが発行人兼編集人となっていた *Journal de la Haute-Cour de justice ou l'Echo des hommes libres, vrais et sensibles* を指す。これに対抗して *Journal de la Haute-Cour de justice établie à Vendôme* なる新聞が発行されたが、その編集人ルーゼ Rouzet の背後に、警察大臣コシヨンの手先ブルドン Bourdon が存在していたとされる。Cf. Legrand, *Babeuf et ses compagnons de route*, op. cit., p. 242, note 104.

[49] 石の壁に穴を穿ち、修道院の屋根に出て、そこから脱走しようとしたが、共和暦第五年ニウォース三〇日(九七年一月一九日)にその穴が発見された。翌日にはパプーフは一種の暗号を用いた手紙によって妻にも働きかけた (Cf. R. Legrand, *ibid.*, pp. 273-274)。しかし、憲兵隊と第二〇騎兵連隊が裁判所とヴァンドーム住民との間を遮ったために、脱走の希望は

平等をめざす、いわゆるパプーフの陰謀(九)

一〇三(601)

断られた。

- [50] 共和暦第五年フロレアル七、八および九日（九七年四月二七日―二十九日）の三日間にわたる公判での一三時間に及ぶ國家追官ニコラ・バイイによる論告求刑 *discours*。 Cf. *Discours des accusateurs nationaux, près la Haute-Cour de justice, prononcée par le citoyen Bailly, l'un d'eux, à la suite du débats, dans l'affaire du représentant du peuple Drouet, de Babeuf (sic) et autres, accusés de conspiration contre la suprématie intérieure de la République, in Débats du procès instruit par la Haute-Cour de justice, séance à Vendôme ... op. cit., t. 4 (Discours des accusateurs nationaux, défenses des accusés, et de leurs défenseurs, faisant suite aux débats du procès instruit contre Drouet, Babeuf (sic), et autres), pp. 3-158.*

- [51] 人口減少 *dépopulation*。バブーフがロベスピエール失脚後に、反ロベスピエールの立場から西部フランスでの共和派虐殺を非難して著した冊子（というよりも、むしろ書物）のタイトルは『人口減少の体系について……』であった。 Cf. Gracchus Babeuf, *Du Système de dépopulation, ou la Vie et les crimes de Carrier, son procès et celui du Comité révolutionnaire de Nantes ...*, Paris, Imprimerie de Francklin, 1794, 194 p.

- [52] 総括弁護 *défense générale*。國家追官による論告の後、共和暦第五年フロレアル一四、一五、一六および一七日（九年五月三日朝―七日午前中）の公判でバブーフの総括弁護（最終陳述）、フロレアル一八日（五月八日）にはジェルマンによる総括弁護、同二二日（五月二一日）にはポオナローティによる弁論、同日に弁護人カトリネによるピエのための弁護、二四日（五月一四日）にレニユロおよびリコールによる弁論、二五日（五月一五日）にはアントネルによる弁論がなされた。

- [53] モントーバン。一七九〇年五月一〇日、当地のカトリックがプロテスタントを襲撃して、死者五人が出た事件を指すと思われる。

- [54] リヨン。九三年七月一七日にはシャリエが処刑された。九五年四月末にはリヨンで組織された「イエズスの仲間」（「証拠書類 二」の訳注〔16〕を参照）という白色テロ集団が数千人のジャコバン派を殺害した。

- [55] マルセイユ、トゥーロン。「太陽の仲間」という武装集団がマルセイユ、トゥーロンなどの監獄を襲って、ジャコバン派数千人を殺害。マルセイユについては、第二章原注（26）への補注〔*1〕をも参照。

[56] エジューヌの記述からすれば、おそらくフロレアル一七日（九七年五月六日）、バブーフの弁論途中での反論の過程での発言であろう。 Cf. *Journal de la Haute Cour de justice ou l'Echo des hommes libres, vrais et sensibles*, no. 64, 24 Floreal an 5, p. 2.

[57] バブーフが最終陳述を行ったのは、共和暦第五年フロレアル一四、一五、一六日（九七年五月三日～六日）および一七日（九七年五月七日午前中）の公判においてである。 Cf. *Peroraison de la defense de Gracchus Babeuf* (*Tribun du Peuple*), prononcée devant la Haute-Cour de justice, Paris, De l'Imprimerie de l'Ami du Peuple [R. F. Lebois], 1797, 7^e pl. ボワの出版したこの『弁論演説の結語』はバブーフの行なったもののごく一部であり、また、ボードワゴンが出版した公式の『口頭弁論記録』もバブーフの最終陳述の最終部分のうちのごく一部しか収録していない。 Cf. *Débats du procès instruit par la Haute-Cour de justice, séance à Vendôme ...*, op. cit., t. 4, p. 362-378. その理由は、一巻以上の大部なものとなり、また、真の弁護というよりも政治的文書であって、それゆえ、弁護とは無関係の部分は省略した、というものであった。 *Ibid.*, t. 4, p. 362. しかし、その草稿はバブーフの妻マリ・アンヌ・ウィクトワールが手許に残し（本号所収の『証拠書類 三〇』を参照）、後にアドヴィエル編著の書物に全文収録された。 Victor Advielle, *Histoire de Gracchus Babeuf et du babouisme, d'après de nombreux documents inédits*, chez auteur, 1884, t. 2, 1884, pp. 1-322. また、バブーフ自身によって四部構成の形をとるとして展開されたこの最終陳述の第一部および最後の部分が、マルクーゼの解説を付して英語訳によって紹介されている。 Cf. *The Defense of Gracchus Babeuf before the High Court of Vendôme*, edited and translated by John Anthony Scott with an essay by Herbert Marcuse ..., New York, Schocken Books, 1972.

死を覚悟していたバブーフが後世への「遺言」として書き残した、この一万五〇〇語からなる「最終陳述書」の準備・執筆に費やしたのは、共和暦第五年フロレアル一〇日から一三日まで（四月二九日から五月二日まで）のわずか四日間であった。

[58] タルペイアの断崖。ローマのカピトリヌス（カンピドットリオ）丘にある崖。この絶壁から裏切り者や国事犯が突き落とされた。タルペイアは古代ローマ、カピトリヌス丘の守備隊長の娘にして巫女であって、伝説によれば、ローマを裏切ってサビーニ軍にローマの城門を開けたが、サビーニ人によって殺された。カピトリヌス丘の西南端に埋葬されたことからその名。

[59] この語「Français」は、「自由な」françを意味する「フランク族 Franc」が語源にあることから、自由人 (homme libre

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀（九）

自由を求めたる人)の意味も込められている、と思われれる。

[60] 家族に対してパブーフが抱いた心情については、「証拠書類 三〇(クラッキュス・パブーフの最後の手紙——妻と子供たちへ)」、そして「補足資料 二」として次号に収録するフェリックス・ルベルティエ宛での「政治的遺言」を参照。

[61] 総括弁護ののち、しばらく休廷していた高等法廷は、共和暦第五年プレリアール二(四日(九七年五月二(二三日))に高等法廷裁判長ガンドンによる「レジュメ」の朗読がなされた。その朗読が終わった後に、陪審員団長レバヤードから新たな設問を追加することの要請がなされ、高等法廷によって採用された。

当初設定されていた三つの設問 questions は、

第一系列。①、共和暦第四年ジェルミナルとフロレアルに市民同士を武力対決させることによって、共和国を混乱に陥れようとする陰謀 *conspiration* は存在したか。②、被告人某はその陰謀に加担したと認められるか。③、その被告人はその陰謀の実行を促す意図 *intention* で陰謀に加担したか。

第二系列。①、「共和暦第三年憲法」によって樹立された正統な権力機関に敵対して市民を武装させることを目差す陰謀は存在したか。②、被告人某はその陰謀に加担したと認められるか。③、その被告人はその陰謀の実行を促す意図で陰謀に加担したか。

第三系列。①、共和暦第四年ジェルミナルおよびフロレアルに立法院を解散させることを目差す陰謀は存在したか。②、被告人某はその陰謀に加担したと認められるか。③、その被告人はその陰謀の実行を促す意図で陰謀に加担したか。あった。

以上の三系列に新たに追加された設問は、

第四系列。①、共和暦第四年ジェルミナル二七日(第二章訳注〔77〕を参照)以降に、演説によって *par des discours* 「九三年憲法」の復活を煽る教唆は存在したか。②、被告人某はその教唆に加担したと認められるか。③、彼は、「九三年憲法」の復活を教唆する意図でその演説を行ったか。④、彼に関して情状酌量の余地はあるか。

第五系列。①、共和暦第四年ジェルミナル二七日以降に、配布されたものであれ、「街頭に」貼り出されたものであれ、印刷された文書によって *par des écrits imprimés* 「九三年憲法」の復活を煽る教唆は存在したか。②、被告人某はその教唆に加担したと認められるか。③、彼は、「九三年憲法」の復活を教唆する意図でその演説を行ったか。④、彼に関して情

状酌量の余地はあるか、であった。

第四および第五系列の②、③および④の設問について、六四人の被告人（欠席裁判の被告人を含む）一人ひとりごとに票決がなされたのであるが、陪審員団の評議の結果は、第一系列、第二系列および第三系列の設問については「事實は明白でない」として否定的なものであった。つまり、「陰謀」の存在は確認されなかったのである。しかし、第四系列①の設問について陪審員団は肯定的評決を下し、かつ、バブーフその他については②③および④の設問についても肯定的評決が下された。すなわち陪審員団は、第四系列の設問に関してバブーフら七人の有罪を認定したのである。また、第五系列①の設問については、七人プラス欠席裁判の二人、合計九人について有罪が認められ、うちバブーフとダルテについては情状酌量の余地が認められなかった。こうした陪審員団の評決結果から、法廷での両者の死刑判決がもたらされることとなった。

[62] エージュヌは、プレリアル四日の公判で「ヴィエイヤール Vieillard は、意図に関する設問について、殺戮欲を抱く人間の激しい怒りをもって語った。それゆえ彼は、悪意をもって、méchamment、また故意に、à dessein」と記している。 Cf. *Journal de la Haute Cour de justice ou l'Echo des hommes libres, vrais et sensibles*, no. 73, 7^e praerial an 5, p. 2. 被告人側は新たな設問について公判における十分な審理を求める観点から異議を申立てたのに対し、訴追官ヴィエラーは、こうした設問追加について、無用と考えたからか、あるいは有害と考えたからか、設問の追加について消極的であった。

[63] 高等陪審は、共和暦第四年テルミドル一四日（九六年八月一日）に採択された「高等法廷の組織に関する法律」によって、各県の選挙会で選任される陪審員の名簿からくじ引きによって一六人の高等陪審員 *hauts-jurés*、四人の高等陪審員補佐 *hauts-jurés adjoints*、四人の高等陪審員補充 *hauts-jurés suppléants* で構成されることとなっていた（本章の訳注 [9]（前号）を参照）。裁判所は当初、口頭弁論をブリュヴィオーズ一日（九七年一月二〇日）に開始することを期待していたが、忌避、病气その他の理由でその日には員数が揃わなかった。 Cf. *Jugement rendu par la Haute-Cour de justice, le premier pluviôse l'an 5*, Paris, de l'imprimerie de Baudouin, 1797, 10 p. 実際の陪審員団は、『口頭弁論記録』によれば、レバヤード（エロー県）、ケルレ（オート＝ヴィエンヌ県）、カケ（ウル＝エ＝ロワール県）、デュフォー（ジエール県）、ルコント（オルヌ県）、ル・フレヴォ（ウル県）、イヴェール・ド・ラ・プリュシヨリ（マンシュ県）、デュロー（ランド県）、ピヨサ（ビュイード＝ドーム県）、リヴィエール（オート＝ピレネ県）、バジヨ（モン＝テリーブル県（現在のスイス、

ジュラ地方の一部)、ヴェルヌイユ(ドルドーニュ県)、ブノワ(コート＝ドール県)、デュボワ(サルトル県)、ボレルダ(オート県)、モワニエ・ディール(ビレネ＝ゾリヤンタル県)の二人(エジヌの記事による最終名簿ではラ＝シエーズが加わって七人。 Cf. *Journal de la Haute Cour de justice ou l'écho des hommes libres, vrais et sensibles* ... no. 30, 4 ventôse an 5, p. 3)。高等陪審員補佐としてブル＝ラ＝ブレード(ロート＝エ＝ガロンヌ県)、デルブーヴ(パ＝ド＝カレール県)、マルシヨン(オート＝サルプ県)、デュビュイ(アンドル＝エ＝ロワール県)の四人、そして高等陪審員補欠としてアジエ(セーヌ県)およびバビネ(ドゥ＝セーヴル県)の二人で構成されていた。 Cf. *Débats du procès instruit par la Haute-Cour de justice, séance à Vendôme, op. cit., t. 1, pp. 34*。したがって厳密に言えば、高等陪審員補欠が二人不足した形で陪審員団が構成されたこととなる。

[64] 共和暦第四年テルミドール二〇日(九六年八月七日)の「高等法廷の組織に関する法律」第二六条は、「いずれの設問についても、四人の陪審員の意見で被告にとって有利となるのに十分である。第2項 共和暦第四年ブリュメール三日(九六年一〇月二五日)の「犯罪および刑罰法典第四一五条の場合には、新たな評決 *declaration* は五分の四の票決で下されることとなる」と規定していた。

[*1] 「罪刑法典」第四一五条は、「陪審の評決 *decision* は決して上訴・控訴 *appel* に付されえない。第2項 前項の規定にもかかわらず、裁判所が全員一致で、陪審員団 *jurés* は形式を遵守しつつも、実体(本案 *fond*)の点で誤っている、という見解 *avis* を抱いた場合には、裁判所は、三人の陪審員補佐が当初の二人に加わり、五分の四の票決で新たな評決を下すよう命ずる」と規定していた。

[65] デュフォールの『回想録』によれば、陪審員のうち、ピヨザ、デュボワ(サルトル県)そしてモワニエ(ビレネ＝ゾリヤンタル県)の三人は無罪放免を支持しており、もうひとり、デュフォール(ジエール県)がこれら三人に加わる可能性があったが、有罪の側についた、とされる。デュフォールはさらに、裁判官ガンドンとバジヨンそして訴追官ウイエラールが同じ宿舎に宿泊しており、同じテーブルで食事をとっていた、と記す。 Cf. Jean-Nicolas Dufort de Cheverny, *Mémoires sur les règnes de Louis 15 et Louis 16 et sur la Révolution*, Paris, Plon, 1909, t. 2, pp. 265 et 246. やらウイエヌが記すところによれば、ブレリアール六日(九七年五月二五日)朝四時に陪審員たちは法廷に対して意見 *avis* を提出する用意ができたことを通知しており、同日の公判は午後五時から発表され、また同じ頃、ウイエラールは広く流布していた「流血を伴わ

ない結果」という噂を公式に確認していた。しかし、突如公判は翌七日（五月二十六日）午前三時から変更された。さらにエジヌは、ウイエラルがブレイアール六日の夜に陪審員たちに対する働きかけを行っていた、とも記述している。Cf. *Journal de la Haute Cour de Justice ou l'Echo des hommes libres, vrais et sensibles*, no. 73, 7 paratit an 5, pp. 2-3.

[66] 以下の略伝に見られるように、ピヨザはこの時点で生きていたのであって、「人生を享受する vivre」ことを止めたことが分かっていた」とのポオナロティの記述の意味するところは不明。

ゴートイエ・ド・ピヨザ、ジャン・フランソワ Jean-François Gauthier de Biauzat（一七三九年一〇月二三日ビュイ＝ド＝ドーム県ヴォターブル一八一五年二月二日パリ）。クートン（第一章原注〔20〕への補注〔5〕を参照）の妹の夫。クレルモン＝フェランで弁護士。当地から三部會議員（第三身分）。『ジュルナル・デ・デバ・エ・デクレ』紙を創刊。また同地の市長に選出されたが、一年で辞任し、パリ第四区裁判所判事職。穏健派と見做されて、恐怖政治の下で五ヶ月間獄中に。テルミドール後に釈放されて九五年七月まで再びクレルモン＝フェランの市長。「陰謀」発覚直後はバブーフら平等派に敵対的な立場。パリに戻ったのち、総裁政府の代表委員 *commissaire* として破毀院に派遣された。しかしテルミドールの後、王党派への危機感から考えを急進化させていた。高等法廷陪審員に選出され、ヴァンドーム裁判での陪審員団の一員となったピヨザは被告人たちに敵意を抱かず、逆に好意的な態度。以後、王党派から批判され、共和暦第六年ジェルミナル（九八年四月）の選挙で五〇〇人院議員にパリから当選したが、フロレアル二二日（九八年五月一日）のクーデタで議員籍を剥奪された。その後ブリュメール一八日のクーデタの後、共和暦第八年ジェルミナル二八日（一八〇〇年三月）に執政政府によってセーヌ県重罪裁判所付き訴追官に、さらにその後パリ控訴院裁判官に任命され、第一帝政下においても死に至るまでその職に留まった（ただし職名はパリ帝国裁判所 *Cour impériale* 評定官 *conseiller* に変更）。

[67] ヴァンドーム高等法廷での裁判が始まる前にプレシ監獄から脱走（九六年八月）していたドゥルエについては、「一七九三年憲法の復活を煽る教唆に加担したと認められるか」との設問に対して、陪審員団は「ノン」との評決を下した。ドゥルエを裁くために設置され、バブーフらを引き出した高等法廷であったが、結局、ドゥルエ本人については無罪判決が下されたのであった。

[68] 「共和暦第三年憲法」第三五五条は、出版および商業の自由などに関連して、「この分野における禁止的法律はすべて、諸般の事情から必要とされる場合であっても、基本的に暫定的なものであり、また、正式に更新されない限り、最大限一年間

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀（九）

一〇九（607）

しか効力を有さない」と規定していた。

- [69] 前もって燭台を加工して作った短刀を、衣服の下に隠し持っていた。エジューヌによれば、「判決が言い渡されるや、ダルテは「共和国万歳」と叫んだ。彼はすでに自分の胸を刺しており、傷口から血が噴き出た。パプーフは一言も発することなく、ダルテの例に倣って、砥き出した真鍮の刃を自分の体に突き立てた」。 Cf. *Journal de la Haute Cour de justice ou Echo des hommes libres, vrais et sensible*, no. 73, 7 parial an 4, p. 4. 「短剣で打ち合つた」(豊田堯『パプーフとその時代』(一九五八年、創文社、三六二ページ)、「差しちがえた」(平岡昇『平等に悪かれた人々』(一九七三年、岩波新書、七ページ)のではない。

- [70] 処刑台(ギロチン)が七里Ileau(約三〇キロ)離れたプロワからヴァンドームに届き、裁判所・法廷が設けられていたトリニテ大修道院の前のアルム広場 Place d'Armes に設置されたのは、フロレアル七日の午後一〇時であったために、処刑は翌日(一七九七年五月二七日)午前五時からと設定された。

- [71] 「五六人に無罪判決」と記されているが、グルネル兵営事件で軍法会議に付され、処刑されていたモナル(本章原注(一)への補注(*30)を参照)もヴァンドーム法廷に起訴されていた。高等陪審員団の評決および高等法廷の判決文にもモナルの名は記載されていない。したがって、無罪判決が言い渡されたのは五五人である。

- [72] ヴァディエは九四年九月一日に保安委員会を去った後、バレール、コロール、テルボワらとともに、かつて恐怖政治家であったとして流刑判決を受けた。逃亡中の流刑者として拘留され、総裁政府の命によってシエルブル近くのアレ島に送られ、そこで二年間を過ごし、ブオナローティとも知り合った。九九年九月に釈放され、一二月に執政政府の手で赦免された。王政復古とともにブリュッセルに赴き、その地で再びブオナローティと交友関係を結んだ。

- [73] メルロー Melleveau。この綴りでの地名は見当たらない。オルヌ県の県庁所在地アランソン北方の郡庁所在地アルジャンタンのさらに東方に位置する小コミュニティ、ルメルロー Le Merleuil のことであろうと思われる。一七八四年までは、アランソンからルーアンへといたる国道 *route royale* の宿駅のひとつであった。

- [74] 今日、ヴァンドーム市にはグラッキュス・パプーフ広場が市庁舎の南東方、トリニテ大修道院前にある。また、生地サンニセーズ近くのサンカンタンにも市庁舎のすぐ近く(北)にパプーフ広場がある。ただしこの場合におけるパプーフの綴りは、Babouff とはなく、裁判時に検察側などが用いた Baboeuff となっている。

証憑書類 三〇

グラツキユス・バブーフの最後の手紙——妻と子供たちへ¹⁾

みんな、こんばんは。私はまさに永遠の夜の闇に包まれようとしています。私は、お前たちも読むこととなるでしょうが、私が二通の手紙を送る友にはもっとうまく言い表しています。彼にはお前たちそのものに對してよりもうまく、私が置かれている状況を伝えてあります。あまりにも多くのことを意識しすぎているために、何も感じられないように思われます。私はお前たちの身の上を彼の手に委ねることにします。ああ、何と悲しいことでしょう。私が彼に頼むことを彼がなしようようになるのかどうか、私には分かりません。また、お前たちがどのようにして彼の許にまでたどり着きうるのかも、私には分かりません。お前たちは私への愛ゆえに、私たちの貧しさによるあらゆる困難をもものとせず、ここまでやって来てくれました。お前たちはここで、さまざまな苦惱や窮乏の只中で互いに助け合ってきています。お前たちの常に変わらぬ思いやりゆえに、お前たちは長期にわたって「ヴァンドームに到着した九六年八月末から、口頭弁論開始の九七年二月二〇日を経て、五月二七日の処刑までの間」厳しい裁判のすべての瞬間を見守ってくれ、私と同じようにお前たちも裁判の苦難に耐えてきました。けれども、お前たちが出発した場所にどのようにして戻ろうとしているのか、私には分かりません。実に非の打ち所のない形で行動してきたと思っはいますが、私の名が死後どのように評価されるのか、分かりません。最後に、反革命が引き起こそうとしている王党派の猛威の中で、すべての共和主義者や彼らの家族がどうなるのか、そして彼らの乳飲み子たちもどうなるのか、私には分かりません。ああ。みんな。私の最期に際してこんな風に考えると、何と悲痛な気持ちになることでしょうか。……要するにもし私が、自由が失われ、真摯な共和主義者たちに関連するものすべてが実に恐ろしい断罪に巻き込まれているのを目にしていなかったならば、祖国のために死ぬこと、家族や子供たち、そして愛しい妻〔配偶者〕の許を離れること、こうしたことはま

だ耐えられたでしょう。ああ。幼子たちよ。お前たちはどうなるのでしょうか。今私はもう、とても激しい感情を覚えすにはいられません。……私がきわめて立派な大義のために犠牲となることを後悔しているとは思わなくてください。たとえ私の努力すべてがその大義にとって無駄になったとしても、私は責務を果たしてきたのですから……。

私の予想に反して、共和国の上で、また共和国に結びつくすべての上で不気味なうなりを上げている恐ろしい嵐にも耐えてお前たちが生き長らえることができるのなら、穏やかな境遇に戻ることができ、お前たちが不運に打ち克つのを手助けしてくれる幾人かの友を見つけることができるのなら、一緒に仲良く生きてくれるよう。私の妻には、子供たちをととても優しく教育するよう努めてくれるよう。そして私の子供たちには、母親を敬いつつ、また彼女にいつも従いつつ、彼女の優しい心遣いを受け止めてくれるよう。正直な人 *gens de bien* すべての尊敬と愛情を招き寄せるために、あらゆる美德の模範を示すことは、自由の殉教者の家族の義務なのです。私は、彼女のすべての友に対しこの目的のために彼らにできるかぎりの助力をしてくれるよう勧めることによって、妻が子供たちに教育を施すためにできる限りのことをしてくれるよう望んでいます。私を愛してくれていると思っており、また父も愛しているエミール（一七八五年九月生まれ）には、父のこの願いに同意してくれるよう頼みます。また彼には、時間を無駄にすることなく、できるかぎり早い時期からそうしてくれるよう頼みます。

みんな。私はお前たちが私のことを思い出してくれること、また、私のことを絶えず話題にしてくれることを期待しています。私がお前たちのことをとても愛していた、と思ってくれることを期待しています。共同の幸福 *Bonheur commun* による以外に、お前たちを幸せにする方法を私は思いつきませんでした。私は挫折してしまい、自分を犠牲としました。「しかし」私が死ぬのは、お前たちのためでもあるのです。

カミュー（九〇年一月生まれ）には私のことをいっぱい話してやってください。私が彼を心の中で優しく抱いていると幾度も話してやってください。

カイウス（九七年一月二八日にヴァンドームで誕生）にも、彼が物心つくようになったら、同じように話してやってください。

ルボワ³は私たちの弁護演説（「終章」訳注〔55〕を参照）を別々に刊行する、と知らせてきました。けれども、私の弁護演説（最終陳述）はできるかぎり広く知ってもらわなければなりません。私の妻、愛する妻には、この弁護演説が永久に失われることのないように、そのきわめて正確な写しを手許にない限りは、ボードワ、⁴にも、ルボワにもまたそれ以外の人物にも、私の弁護演説の写しを渡すことのないよう忠告しておきます。愛しい妻よ。お前には、その弁護演説が大切なものであること、高潔な魂の持ち主たちや彼らの国の友たちにとってそれが永遠に貴重なものとなることが分かってくれるでしょう。私のうちでお前に残される唯ひとつの財産、それは私の評判でしょう。しかも私は、お前とお前の子供たちが、その評判に恵まれることによって大いに慰められることを確信しています。お前たちは、優しくてまっすぐな心の持ち主すべてが、お前の夫、お前たちの父親のことを話題にする際に、

「彼は、実に高潔だ、った」

と語るのを耳にするのが好きになるでしょう。

さようなら。私はもう、明日の太陽が断ち切ることとなる一本の糸によってのみ大地とつながっているに過ぎません。それは確実なことであって、私はそのことを重々承知しています。私は生命を投げうたなければなりません。悪人どもはきわめて強力で、私は彼らに屈しているのです。少なくとも、私のように純粋な良心をもちつつ死ぬことは快いことです。ああ。優しいお前たち。耐え難く、かつ心引き裂かれるのは、お前たちの腕から私が引き離されることなのです。ああ。私にとってきわめて大切なすべてのものよ。私はそれらに別れを告げるのです。暴虐行為がなされてしまいました。……さようなら。さようなら。幾度も、数え切れないほど、さようなら。……

……さらにもうひと言。私の母親と妹たち⁵に手紙を書いてやってください。私の弁護演説が刊行されたらすぐに、馬

車便かあるいは何か別の形で彼らに送ってやってください。彼らに、どのようにして私が死んだか伝えてください。そして、彼ら善良な人たちにこのような死は名誉あるものであって、けっして恥辱ではないことを理解してもらおうように努めてください。……

では、お前たち。とても愛しい、優しいお前たち。もう一度、さようなら。永遠にさようなら。高潔な眠りに包まれることとします。……

G・バブーフ

訳注

[1] この手紙『遺書』を「証拠書類」として収録することには違和感がないわけではないが、オリジナル版からそのような体裁がとられているので了承されたい。また、オリジナル版にも、エディシオン・ソシアル版にも、日付は示されていない。ルボワ〔証拠書類 三〇〕の訳注〔3〕を参照)が出版したものにも日付は記されていない。 Cf. *Dernière lettre de Gracchus Babeuf, assassiné par la prétendue Haute-Cour de Justice, à sa femme et à ses enfants, à l'approche de la mort*, s. l. [Paris?], Imprimerie de l'Ami du Peuple [R.-F. Lebois], s. d. [1797], 7 p.

この「遺書」が書かれた日付については研究者の間で一致が見られていない。ドマンジュはこの「遺書」に共和暦第五年ブレイアール五日(九七年五月二四日)という日付を与えている。M. Dommanget (*recueillies, commentées... par*), *Pages choisies de Babeuf*, op. cit., p. 330. 最近の研究書は、判決が言い渡される前夜、処刑の前々夜、すなわちブレイアール六日から七日(五月二五日から二六日)にかけての夜にしたためられた、とする。 Cf. R. B. Rose, *Gracchus Babeuf: The First Revolutionary Communist*, op. cit., p. 325; J.-M. Schiappa, *Gracchus Babeuf et les Egaux*, op. cit., p. 298. それに対して、エディシオン・ソシアル版 Buonarroti, *Conspiration pour l'égalité dite de Babeuf*, op. cit., t. 2, p. 217 には、「日付はないが、共和暦第五年ブレイアール七日から八日にかけての夜〔すなわち、九七年五月二七朝五時過ぎに処刑台にかけられる直前〕に書かれた手紙」〔括弧〕〔内は田中〕とする、編集者ソブールらによる追記がなされている。ちな

みに、日本の研究書などでは、豊田堯「パブーフとその時代」（一九五八年、創文社）は、「評決の定まる前晚、共和国第五年草（五月五日）（九七年五月二四日）……とする（三六三ページ）。柴田三千雄「パブーフの陰謀」（一九六八年、岩波書店）は、この「遺書」には触れておらず、したがって執筆時期も記されていない。また平岡昇「平等に悪かれた人々」（一九七三年、岩波新書）は「刑死の前夜」（七ページ）としている。

「遺書」の中の「私はもう、明日の太陽が断ち切ることとなる一本の糸によってしか大地とつながっていません」という文言を字句通りに解釈すれば、また「暴虐行為がなされてしまいました」との表現の「暴虐行為」が死刑判決を指すとすれば、処刑直前の夜に書かれたとするのが適切、ということとなるうか（しかし、そうだとすると、パブーフは自殺未遂による傷の痛みを耐えながら、この「遺書」を書いたこととなる）。

ところで、死刑判決と実際の処刑とは同じ日に行なわれるのが通例であった。少なくとも革命裁判所による死刑判決と処刑とは同日に行われるのが原則であった（モニク・ルバイイ著、田中正人他訳「ギロチンの祭典——死刑執行人から見たフランス革命」ユニテ、一九八九年、二六七ページ、を参照）。しかし、パブーフ（およびダルテ）の場合、ギロチンの手配・到着が遅れ、したがって設営が遅れたために、処刑は判決の翌日に延期されたのであった。以上から訳者としては、この「遺書」は、プレリアル六日（五月二五日）に陪審員団の評決が下ったことを知った後、プレリアル七日（五月二六日）に死刑判決が下ること、そして同日に執行されることを見越したパブーフが、処刑の前々夜、すなわち共和暦第五年プレリアル六日から七日（九七年五月二五日から二六日）にかけての夜にしたためたものである、としておきたい。したがって、日付としては、最近の研究書の解釈を採ることとなる。

[2] フェリックス・ルベルティエを指す。ルベルティエについては第二章訳注（32）を参照。ルベルティエ宛ての手紙は次号掲載の「補足資料 一」（共和暦第五年プレリアル五日（九七年五月二四日）付け）および「補足資料 二」（共和暦第四年メシドール二六日（九六年七月一四日）付け）を参照。

[3] ルボワ、ルネ＝フランソワ René-François Leducs（一七六九年パリく？）。印刷屋でジャーナリスト。ザシエール街（現在の第五区、サン＝セヴラン教会近くのグザヴィエーリヴア街）に居住。九三年春、秋の時期にシヤリエ・セクションで積極的に活動、一〇月に投獄され、九四年八月に釈放、マラーの新聞をもじって『人民の友』紙を発行。九五年春にアラス監獄でパブーフと出会う。パンテオン・クラブの創設者のひとり。しかしルボワは、財産共同体の考えには同調せず。生存

平等をめざす、いわゆるパブーフの陰謀（九）

権の承認、普通選挙権などに基づく直接民主政を願望する点でロベスピエール崇拜者であった。バブーフとのつながりから「陰謀」発覚後、一時投獄。九九年夏にはマネージュ・クラブの推進者のひとり。ブリュメール一八日後、カイエンヌへの流刑者リストに載せられ、一八〇八年になおカイエンヌにいた、との記録がある。ルボワの申し出は、バブーフによる「最終陳述」のつく一部の刊行 (*Péroration de la défense de Gracchus Babeuf, tribun du peuple, prononcée devant la Haute-Cour de justice*, Imprimerie de l'Ami du Peuple [R. F. Lebois], s. d. [1797], 7 p.) および「ブオナローティによって『証拠書類 三〇』として収録され、ここに訳出した「バブーフの最後の手紙」の刊行 (訳注「1」を参照) という形で実行された。

[4] ボードワン、フランソワ＝ジャン François-Jean Baudouin (生没年不詳)。国民議会、国民公会、五〇〇人院・元老院付きの印刷屋。総裁政府の命によって、「陰謀」関係の訴訟資料の刊行に当たった。五巻からなるヴァンドーム裁判の『口頭弁論記録』 *Débats du procès instruit par la Haute-Cour de justice, séance à Vendôme, contre Drouet, Babeuf (sic), et autres : recueillis par des sténographes*, Paris, Chez Baudouin, Imprimeur du Corps législatif, s. d. [1797], 5 vols., 472, 514, 631, 378 et 134 p. を刊行した。ただし第五巻は、第四巻の第二部という形で製本されている。全体は二二〇〇ページを超える膨大なものである。

[5] グラッキュス・バブーフの父クロード Claude Babeuf はソム県ペロンヌ (アミアン東方四五キロ) で一七二二年の生まれ。六年間志願兵として勤務した後、サン＝カントンの王領で仕事。五八年頃に結婚。八一年に没。母マリ＝カトリーヌ Marie Catherine (旧姓はアンスレ Ancelet) は一七三二年の生まれ、一八一七年に没。二〇歳のときに結婚し、双子を含めて一三人の子供をもうけたが、そのうち九人は幼くして死亡した (あるいは死亡したと思われる)。六九年に生まれたジャン＝バティストについては不明。したがって、ある程度生き延びたことが確認できるのは、グラッキュス (フランソワ＝ノエル) を含めて三人のみである。

グラッキュス・バブーフの妹のうち、七二年生まれのマリ＝マドレーヌ＝ジュスティヌ Marie-Madeleine-Justine はミアンの修道会で使用人として働き、一八五三年に独身のまま没した。いまひとりの妹マリ＝アンヌ＝ガブリエル＝エリザベート Marie-Anne-Gabriel-Elisabeth は七四年生まれ、一八〇八年にシャルル＝フィリップ・リネ Charles-Philippe Liné と結婚、四六年に没。